福岡県公民館大会



第32回

⟨表紙⟩ 「版 画」

甘木中学校教諭 佐 野 至 氏 の 作 甘木市を象徴する五つの図柄で、上から、三角縁神獣鏡(昭52. 2. 小隈、神蔵古墳出土)。次段は市花 "藤の花" と市鳥メジロ。 中央はアマギの地名発祥にゆかりの、甘木山安長寺に伝わる豆太 鼓。次はあまぎ盆にわか歌舞伎。四百年の伝統を持ち、毎年保存 公演がある。下段は県指定文化財秋月目鏡橋の図。

第32回

福岡県公民館大会

主催

福 岡県公民館連合会 福 県 教 슾 出 育 委 # 木 市 教 育 슾 委 員 久留米市・小郡市各教育委員会 朝倉郡•浮羽郡•三井郡各町村教育委員会 朝倉郡•浮羽郡•三井郡各社会教育振興会

目 次

第32回福岡県公民館大会開催要項・・・・ 2 昭和59年度公民館優良役職員表彰一覧・・・・ 7 昭和59年度優良公民館表彰一覧・・・・ 12 パネル討議・分科会・・・・ 21	
昭和59年度公民館優良役職員表彰一覧 12 パネル討議・分科会 21 参 考 資 料 47 (1) 県内公立公民館の概要	第32回福岡県公民館大会に寄せて1
昭和59年度優良公民館表彰一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第32回福岡県公民館大会開催要項2
パネル討議・分科会	昭和59年度公民館優良役職員表彰一覧7
参 考 資 料	昭和59年度優良公民館表彰一覧
(1) 県内公立公民館の概要	パネル討議・分科会21
	参 考 資 料47
(2) 福岡県社会教育委員の会議の建議	(1) 県内公立公民館の概要
	(2) 福岡県社会教育委員の会議の建議

第32回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鑓 水 速 太

本日、ここに、県内各地から関係者多数のご参加を得て、このように盛大に 大会を開催することができますことは、非常に喜ばしいことであり、これもひ とえに関係各位のご熱意とご協力の賜と深く感謝申し上げます。

本大会も今年で32回を迎えるわけですが、今、ここで10年前、20年前の公民館の姿を思う時、現在はまさに公民館は混迷の時代にあると言ってもよいのではないでしようか。

それは財政硬直下における管理運営上の問題及び他の社会教育専門施設並びに市民会館等の建設さらにカルチャーセンター等の民間教育産業の台頭など、公民館をとりまく諸状勢の変化の中で、公民館の存在意義、管理運営の在り方事業の在り方、職員体制の在り方等多くの問題が渦巻いているからです。

こうした中で、全国公民館連合会第五次専門委員会は「生涯教育時代に即応 した公民館の在り方(答申 59.3)」を発表しています。我々も、「公民館は現 状のままでよいか」という問いに対して、正面からとりくみこれからの公民館 のあり方を考えていかねばなりません。

そこで、本大会ではこれらの現実を踏まえて、「生涯教育の視点に立った公 民館経営の在り方を考える」をテーマにかかげ研究協議をすることにしました。 「公民館ここにあり」という意気ごみで本大会を成功に導びいていただくこと を期待して止みません。

最後になりましたが、本大会の開催を快よくお引き受けいただいたばかりでなく、終始熱心に御協力を賜りました甘木市並びに北筑後地区の関係者の方がたに心から感謝を申し上げ、巻頭のごあいさつとします。

第32回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

急激な社会の進展に伴って、人びとの学習要求は一段と高まっており、こうした中にあって、 中央教育審議会が「生涯教育について」答申し、その方向を示したことによりますます生涯教育 推進体制の整備が望まれている。

こうした時にあたり、生涯教育を推進する中心センターとしての公民館は、その実現に向かって具体的に取り組んでいく必要があると思われる。

そこで、県下の公民館関係者が一堂に会し、生涯教育の視点に立った公民館の在り方について 討議を深め、これからの公民館の充実・発展を期すものである。

2. 大会テーマ

「生涯教育の視点に立った公民館経営の在り方を考える」

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、甘木市教育委員会、久留米市・小郡市各教育委員会、朝倉郡・浮羽郡・三井郡各町村教育委員会、朝倉郡・浮羽郡・三井郡各社会教育振興会

4. 後 援

福岡県、甘木市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県 社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会 連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福 岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進協議会

5. 期 日 昭和59年6月22日金)

6. 会 場 甘木文化会館

7. 参加者 約 1.000名

公民館利用者、自治(町内)公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

9:30 ~ 10:30 受 付

10:30 ~ 11:10 大会式典

開会のことば

福岡県公民館連合会副会長

主催者あいさつ

福岡県公民館連合会長

福岡県教育委員会教育長

甘木市教育委員会教育長

来賓祝辞

福岡県知事

甘木市市長

表 彰 式

日 程 説 明

11:10 ~ 12:30 記 意 講 演

演 題 「ニューメディア時代を考える」

講師NHK福岡放送局技術現業部部長門弘氏

12:30 ~ 12:35 次期開催地 (筑豊地区) 代表あいさつ

12:35 ~ 13:30 昼 1

13:30 ~ 16:00 パネル討議・分科会

16:00 閉 会

9. パネル討議・分科会の構成

(パネル討議)

パ討 ネ ル議	討 議 の テ ー マ	討 議 者
1	生涯教育の視点にたったこれらの公民館経営を考える ・生涯教育に関係のある他の機関・施設・団体との連携・協力はどうあればよいか ・学習情報提供・相談体制を充実するにはどうあればよいか	 福岡市教育委員会主席教育主事 木原 惇 (元)穂波町社会教育課長 山口直即 大刀洗町公民館運営審議会委員 平城直之 県教育庁指導第二部 社会教育課課長補佐 原田修み
2	活力ある地域社会づくりのため公民館活動を考える。 •住民の学習要求に応える公民館事業とその展開はどうあればよいか •人々の交流を深める機会の提供と社会参加の促進を図るにはどうあればよいか	 椎田町教育委員会社会教育課長 越路信章 八女体育協会会長 樋口正二 大野城市社会福祉協議会常務理事 岡崎隆三 (前)日本青年団協議会副会長鬼木恵美子
3	これからの公民館職員はどうあるべきか ● 公民館及び公民館職員に望まれるものは何 か	 大牟田市勝立地区公民館長 井上利夫 県立社会教育総合センター 久家貞美 古賀町公民館運営審議会委員長 村山 武 筑後市中央公民館主事 伊佐アサノ

(分 科 会)

分	科 会	討議のテーマ	助言者	事例発表者
4	青少年 教育	青少年健全育成を図るための公民館の役割 ・青少年健全育成のための地域活動と展開について ・家庭教育振興のための活動と展開について	県立英彦山青年の家 研修課長 国 松 茂 雄	 ● 浮羽町大石地区公 民館長 石 井 正 ● 北九州市八幡西区 香月公民館長 吉 富 和 男
5	同 和 教 育	同和教育推進のための公民館の役割 同和教育啓発のための活動と展開 について同和教育啓発の内容と手法につい て	県教育庁指導第二部 同和教育課 指導主事 百 留 隆 男	◆桂川町教育委員会 同和教育係長坂田 勲

司 会 者	記 録 者	会場責任者
県教育厅	小郡市教育委員会	杷木町教育委員会
福岡教育事務所	社会教育係長	社会教育課長
主任社会教育主事		
有 吉 哲 也	出利葉 哲 也	清原重美
県教育庁	久留米市中央公民館	宝珠山村公民館
筑豊教育事務所	事業係長	館長
主任社会教育主事		
丸 本 孝	中 村 朝 春	大 蔵 美 永
県教育庁	浮羽町教育委員会	甘木市馬田公民館
北九州教育事務所	社会教育課長	館長
主任社会教育主事		
重富大	宮崎孝義	草場政美

司	会	者		記	録		者		会	場 ፤	責 任	者	
県教育庁				大刀洗町	教育委員	会			田主丸町	教育委	員会		
京築教育事務所	京築教育事務所				係長				社会教育	課長			
社会教育主事													
J	大木本	法	通		平	田	時	子		高	山	崇	登
県教育庁	県教育庁			朝倉町教育委員会			北野町教育委員会						
南筑後教育事務所				社会教育係長			社会教育係長						
社会教育主事													
角	有	睦	生		元	園	治	作		松	岡	茂	樹

会 場 一 覧

パネル討議・分科会場

分科会	施	設	名	会 場
	甘 木	文 化	会 館	大 ホ ー ル
	甘木	商 工	会 館	ホール
	甘木朝倉	富広 域 市	町村会館	ホール
	甘木	市農力	岛 会 館	ホール
	甘木市	ī 総 合	隣 保 館	大 会 議 室

全 体 会 場

甘木文化会館大ホール

昭和59年度 公民館優良役職員表彰一覧

公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に懸著な功績があったもの。

• 公立公民館職員

勤続 10年以上

- 自治(町内)公民館長・主事勤続 5年以上
- 公民館運営審議会委員勤続 5年以上



一 丸 俊 憲 福岡市博多区 冷泉公民館長

- 1. 青少年の健全育成に力を入れ、関係団体と の連携を図って地域ぐるみで取りくむ体制づ くりに尽力した。
- 2. 住民の学習要求にもとづく学級講座を積極的に開設し、明るい地域づくりに貢献した。



福 嶋 謙 次福岡市南区西高宮公民館長

- 1. 高齢者教育の振興に大きな貢献をした。
- 2. 読書活動を推進し、親子文庫、老人文庫を育てた。



荒 木 房 大牟田市 大牟田市中央公民館 公民館運営審議会委員

- 1. 唯一の婦人委員として、婦人学習活動の推進に積極的に努力した。
- 2. 北部地区公民館の早期建設を図っている。



北 原 ミドリ 柳川市 矢留公民館 主事補

- 1. 婦人学級、家庭教育学級の育成、又各種行事等 へ積極的に取組み公民館活動に貢献した。
- 2. 各種スポーツ活動を通して地区住民の体力つくりに貢献した。
- 3. 盆踊り、敬老会のお世話を通して地区住民のコミュニケーションを図り、青少年地域活動(ふるさと運動)に努力し伝統芸能の継承に貢献した。



長野泰甘木市蝼城公民館長

- 1. スポーツ少年団の育成に多大な功積を収めた。
- 2. 「磨心運動」と名づけた市民運動を提唱し 人づくり、社会づくりに成果を挙げた。
- 3. 老朽化した公民館の移転新築に貢献した。



前 崎 千 波 大野城市 大野城市中央公民館 運営審議会委員

- 1. 市民教育(特に婦人教育)の振興に貢献した。
- 2. 中央公民館の事業に積極的にかかわり、市民の文化活動に尽力した。



木 村 光 良 筑穂町 筑穂町公民館主事

- 1. 昭和30年三村が合併し筑穂町となったが、 昭和49年まで旧村のままの婦人会を実質統合 して組織強化と支部婦人会活動の発展を促し 成果を収めた。
- 2. 同和教育の推進と実践に尽した。



新 開 利 一 庄內町 庄內町公民館主事

- 1. 青少年団体、特に子ども会の育成指導に努力した。
- 2. 社会体育の振興発展に尽力した。



林 田 九 重 大刀洗町 公民館運営審議会委員

- 1. 公民館分館活動の中核として活躍した。
- 2. 婦人団体の組織と育成に貢献した。



上 村 章 上陽町 上陽町中央公民館運営 審議会 会長

1. 本町の社会教育全般にわたり地域社会の指導 者として活躍するとともに、特に青少年の健 全育成に尽力した。



坂 口 干 城 高田町 高田町公民館 運営審議会委員

- 1. 公民館事業の企画運営に多大の貢献をした。
- 2. 高田町文化協会の設立に尽力した。
- 3. 社会福祉協議会長として、社会福祉の向上 発展に努力した。



清 水 改 治 北九州市門司区 猿喰公民館長

- 1. 青少年の健全育成に尽した。
- 2. 社会教育関係団体の指導及び育成に努力した。



工 藤 定 雄 北九州市若松区 第 12 区公民館長

- 1. 地域発展のため「明るい町づくり」に尽力した。
- 2. 地域の青少年健全育成に努めた。
- 3. 老人会の世話役として活躍し、多大な貢績を収めた。



高 柳 清久 留 米 市日 吉 校 区 公 民 館 主 事 補

- 1. 社会教育関係団体の育成に尽力し、地域の社会づくりに寄与した。
- 2. コミュニティースポーツを振興し、地域スポーツサークルの結成・発展に貢献した。



岩 熊 正 隆 直方市 福地校区公民館長

- 1. 校区公民館活動の組織化を図り、また活動を通して地域住民の福祉の増進に寄与した。
- 2. 体力づくりの振興、伝統行事の推進に努力した。



村 上 文 治 田川市 田川市地区公民館 連絡協議会 副会長

- 1. 同和教育の推進に尽力した。
- 2. 市内公民館連絡協議会副会長並びに校区会 長として、自治公民館活動の充実発展に努め た。



田村猛筑後市上原々公民館副館長

- 1. 町内公民館の建設に貢献した。
- 2. 各種公民館事業の推進に努力し、地域住民の融和をはかった。
- 3. 中央公民館と町内公民館の連携と協力体制 の推進に尽力した。



井 口 優 大川市 宮の前公民館長

- 1. 町内の連帯融和の高揚と生活環境の整備に 努めた。
- 2. 12の公民館の連絡調整を図り、地域社会づくりと自治意識の高揚をめざした活動の推進を図った。



榊 山 留 勇春日市 若葉台町内 公民館長

- 1. 地域のリーダーとして、ユニークな学習を展開し文化、体育の活性化に貢献した。
- 2. ボランティア精神で、青少年非行防止に取り組み、明るいコミュニティづくりに尽力した。



山根二郎 太宰府市 白川区公民館長

- 1. 公民館の新・改築に尽力した。
- 2. 区民の親睦・健康増進のため公民館活動の 推進に多大な実績を収めた。



富 田 守 篠栗町 高田分館長

- 1. 青少年の非行化防止と健全育成に尽力した。
- 2. 住民意識の高揚と地域連帯感を培うため、 住民総参加を目的に各種の行事を遂行し、定 着させた。
- 3. 分館長会会長として、分館長の統括融和をはかり会の発展に寄与した。



内 尾 勝 正 水巻町 吉田団地公民館長

- 1. 公民館活動の推進を目的に組織された公民 館事業推進協議会の会長として、自治公民館 活動の交流推進発展に尽力した。
- 2. 地域住民主体の公民館運営を目指し、地域 で、青少年の健全育成に努力し、教育・文化 活動を推進した。



安部田 順 宮田町 天竺下公民館長

- 1. 地区公民館の建設を積極的に推進し、地域の融和と連帯を図った。
- 2. 各種社会教育関係団体の連絡調整に尽力し社会教育の健全な発展に寄与した。



田 中 成 敏 吉井町 日ノ岡区目治公民館長

- 1. 地域の社会教育のリーダーとして、また自 治公民館長として地域の文化活動に貢献した。
- 2. 学校と連絡密にし、非行防止に努力し、子 どもの健全育成に尽力した。



地 田 正 明 城島町 上東公民館長

- 1. 子供会の健全育成に多大な尽力をした。
- 2. 新生活運動の事業としての冠婚葬祭の簡素化に努力した。



篠 原 喜太郎 糸田町 北区二公民館長

- 1. 昭和36年地区公民館の建設に尽力した。
- 2. 地区子ども会の育成指導に努めるとともに、 各団体の自主活動の推進を図り、地区民の連 帯意識の高揚に尽力した。

昭 和 59 年 度 優

種別	番	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	挤	也設
4至 201	号	113 413 41	五八品石	71 11. 46	品 及 石	敷地面積	建物延面積
	1		^{ほこざき} 箱 崎 公 民 館	福岡市東区箱崎 1 丁目27-17	吉 原 誠	<i>n</i> ₹ 1,263	m² 5 2 5
公立	2		な かみなみ 那珂南公民館	福岡市博多区寿町3丁目3-5	岡田順一	535	330
公	3	福岡市	みなみとうじん 南当仁公民館	福岡市中央区今	松 田 斉	188	226
館	4		ながずみにし ながずみ 長住西長住 公民館	福岡市南区西長住2丁目4-3	岸川甚一	850	482
	5		ベ é 別府公民館	福岡市城南区別府1丁目15-19	古賀一男	539	267

良 公 民 館 表 彰 一 覧

状i	况	設備の状況	推 薦 の 理 由
構造	建 築 年月日		111 / 互 工
鉄 筋 2階建	S54 • 3 •31	講堂 - 料理実習室 研修室 学習室 児童室 和 室	昭和36年、地域における青少年の健全育成をはかるため少年柔道教室が開催されて来たのをはじめ、その主催事業が多彩に展開されている。また、広報活動の充実に努め、公民館が住民に身近な学習、集会の場として活用されている。
鉄 筋 2階建	S57• 9 •29	講堂-調理設備 学習室 和 室	家庭教育に関する通信セミナーを実施するなど 地域住民の実際生活に即した事業の展開がなさ れている。 人権学習を重視した公民館経営とその実績は高 く評価される。
木 造2階建	S44•1•8	講堂-調理設備 学習室 和 室	生涯教育の視点にたった青年家級、家庭教育学級、高齢者教室など着実に展開され、それらの中に同和教育が位置づけられている。また、地域のサークル活動が活発に展開されている。
鉄 筋 2階建	S46•12•13	講堂-調理設備 学習室 和 室	公団住宅を中心とする新しいまちづくりを行うため、「親睦と融和・子ども達にふるさとづくり」を公民館事業の重点目標として、「長住まつり」を行うなど、住民の連帯感を高めている。
鉄 筋 2階建	S51• 3 •31	講堂-調理設備 ・学習室 和 室	公民館が各種関係団体の連絡調整の要となって 青少年の健全育成のための諸事業を展開してい る。

Æ DJ	番	士 邢 万	八日	= + ul	40 F 7	が	也設
種別	号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積	建物延面積
		<u> </u>				m²	т²
	6	福岡市	原西公民館	福岡市早良区原 5丁目12-16	青柳義助	660	281
公		福岡市					
立.	7		すせんじ 周船寺公民館	福岡市西区周船寺 360-8	久保正人	420	235
公	8	甘木市	^{あきづき} 秋月公民館	甘木市大字下松 月 670 番地	松木祥覚	1,734	909
民	9	行 橋 市	なか っ 仲 津 公 民 館	行橋市大字道場 寺 1439の102	木本茂基	769	377
館	10	八女郡上陽町	上陽町中央公民館	八女郡上陽町大 字北川内 483の1	西村敏雄	2,202	873
	11	北九州市	かみじょうの 上城野公民館	北九州市小倉南区城野3丁目7-40	坪 根 一 二	505	212

状 況			
構造	建 築 年月日	設備の状況	推薦の理由
木 造平家建	S48• 5 •28	講堂-調理設備 学習室 和 室	住民の学習要求にもとづく学級・講座・研修会 等を開設し、地域住民の連帯意識の高揚に努め ている。
鉄 筋 2階建	S59• 4 • 1	講堂-調理設備和室(2)	生活環境の変化が著しい地域にあって、新旧住民の相互融和と連帯感を図るために、広報活動による住民への情報提供に努めている。
木 造 一 部 2階建	S41•5	講 堂 講座室 (4) 会議室 (3) 実習室 図書室	母親グループの奉仕によるこども文庫活動、町 民グループの自主開設の文化講座を実施するな ど、ユニークな公民館経営を行っている。「豊 かな秋月町づくり」の中核として本館は大きな 役割を来している。
鉄 筋 2階建	S47•4•1	調理室 スポーツ用具 映写機	1. 公民館を拠点にした青少年を非行から守り 社会環境の浄化に努め、地域ぐるみの健全育 成活動の推進を図っている。 2. スポーツ活動を通じて明るく住みよい町づ くり運動を展開し、多大な成果を収めている。
鉄 筋 2階建	S47•12•30	集会室·調理室 会議室 和 室 図書室 資料室	本館と分館が一体となった公民館活動を推進し 町民が温かい心のふれあいと、豊かな人間性回 復と生きがいのある町づくりをめざして活動を 展開している。
鉄 筋 2階建	S44• 8 •24	講 堂 和 室 料理室	館の運営にあたっては運営委員会、事業実施には専門役員会を構成し、組織的な公民館活動を推進し、区内45館(自治公民館)の模範となっている。

## mil	番	+ m 4	0.000	=r +r ul	&÷	旅	设 設
種別	号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積	建物延面積
	12	北九州市	高須公民館	北九州市若松区高 須南1丁目6-36	香月文敏	nt 479	nt 2 2 3
自治	13	大牟田市	で の の が 機 野 日 懸 公 民 館	大牟田市大字 櫟野1060の3	猿渡俊文	386	151
(町	14	久留米市	** ** 篠山校区 公民館	久留米市城南町 4 — 7	古賀保男	128	191
内 公	15	田川市	*** ゃぷ 大藪公民館	田川市大藪 1の17	田中政敏	250	120
民館	16	八女市	^{きたば ば} 北馬場公民館	八女市大字馬場 135の1	酒 井 廣 実	475	181
	17	筑 後 市	* * * * 馬間田公民館	筑後市大字馬間田 926—4	川口国雄	330	300

状 況			₩ * • • •
構造	建 築 年月日	設備の状況	推 薦 の 理 由
木 造平屋建	S40• 4 • 1	和 室 (3) 洋 室 調理室	新興住宅地化に伴う人口増の中で、地域連帯性の向上とふれあいの場をひろげる活動に鋭意努力し、なかでも青少年の健全育成活動は高く評価されている。本年9月高須団地内に小学校が開校予定でますます公民館の役割が期待されている。
木 造平屋建	S32•8•1	集会所小会議室	町内公民館結成以来、一貫して住みよい明るい地域づくりを推進している。 定期的に県道筋の空缶回収を実施し、町内環境 美化に努め、また町内総ぐるみで青少年健全育成事 業に取り組み、その成果は他の模範となっている。
鉄 筋 2階建	S45• 5	大ホール 会議室 和 室 調理室	篠山校区創り作品展を開催し、地域文化の向上 と地域づくりに努力している。 また、館報「いま公民館は」を毎月発行し、公 民館活動への住民の積極的な参加を図っている。
木造平屋建	S56• 6 • 1	会議室 集会室 調理室	スポーツ活動を中心に地域の連帯意識の高揚をはかるとともに、青少年健全育成と健康づくりを推進している。 健康づくりについては、5ヶ年間健康モデル館として活動を続けている。
木 造 平家建	S56• 3 •31	大広間 和 室 調理室	地域環境改善運動として、空缶回収、河川清掃 お宮掃除等強力に進めるとともに、町民の融和 を図るためのスポーツ行事・文化事業も活発に 実施し、明るい住みよい町づくりを推進してい る。
木造平家建	S33• 8 •23	集会場 和 室 放送施設	ソフトボール大会及びのど自慢大会等地域の親 睦を図る行事を実施している。 さらに、冠婚葬祭の簡素化を図る生活改善運動 を推進している。

er a.	番	-t- 70 fs		u	A E 2	拼	色 設
種別	号	市郡名	公民館名	所 在 地	館長名	敷地面積	建 物延面積
自	18	大川市	かみ しんで ん 上新田公民館	大川市大字新田 1092の2	江口正則	nt 867	m² 148
治	19	筑紫野市	ろくだがちょう 六反町公民館	筑紫野市大字塔 原 407の 2	羽田野 喬	287	311
内)	20	粕屋郡新宮町	版 がみ 原 上 公 民 館	粕屋郡新宮町大 字原上 1657-5	吉田政信	794	323
公民	21	宗像郡福間町	て びか 手 光 公 民 館	宗像郡福間町大 字手光 1557-1	大庭 衛	1,043	369
館	22	三潴郡大木町	*************************************	三潴郡大木町大 字笹渕	石橋俊蔵	825	110

状 況		設備の状況	推 薦 の 理 由
構造	建 築 年月日	設備の仏が	推 属 の 珪 田
木 造平屋建	S56• 3 •31	放送設備調理設備	従来から公民館活動が活発な地区で、特に体育レクリエーション行事、青少年の補導懇談会、サイクリング、子ども船太鼓の育成等、健全育成に関する活動は、校区内でも際立っている。
鉄 骨 2階建	S55• 4	図書室 保育室 集会室 調理室	地域住民の声を十分に組み入れた活動が展開され、住民の手で主体的な運営がなされている。 特に婦人会、子ども会育成会、防犯組合等の活動ではモデル的な公民館活動として地域の先導 的な役割を果している。
木 造2階建	S34• 3	研修室 ホール 調理室	組織的な公民館運営がなされ、住民の親睦と融和を図るための文化行事・スポーツ行事への住民参加と協力が積極的に行われ、町内でも群を抜いた活動が展開されている。
鉄 筋 2階建	\$50• 3 •20	大広間 研修室 調理室 土俵上	健康で明るい集落づくりを目指し、特にあいさ つ運動に取り組んでいる。 また、各サークル活動が積極的かつ活発に展開 されている。
木 造平家建	S47•3	集会室 和 室 料理実習室	58年度町公民館の研究委託地区に指定される等町公民館主催事業にも積極的に参加するとともに地区のモデル館として、体育・文化・サークル活動を活発に展開し、住民の連帯と融和を図っている。

一記念講演—

「ニューメディア時代を考える」

NHK福岡放送局技術現業部 部長 門 弘 氏

パ ネ ル 討 議 分 科 会

第1 パネル討議

討議	のテ-	-マ	生涯教育の視点にたったこれからの公民館経営 ・ 生涯教育に関係のある他の機関・施設・団体との ・ 学習情報提供・相談体制を充実するにはど	の連携	• 協力		あればよ	こいか。
討	議	者	福岡市教育委員会主席社会教育主事	木	原		惇	
				Ш		直	助	
			大刀洗町公民館運営審議会委員	平	城	直	之	
			県教育庁第二部社会教育課課長補佐	原	田	修	次	
司	会	者	県教育庁福岡教育事務所主任社会教育主事	有	吉	哲	也	
記	録	者	小郡市教育委員会社会教育係長	出利	引葉	哲	也	
会場	責任	E 者	杷木町教育委員会社会教育課長	清	原	重	美	

第2 パネル討議

討議のテーマ 活力ある地域社会づくりのため公民館活動を考える住民の学習要求に応える公民館事業とその展開はどうあればよいか人々の交流を深める機会の提供と社会参加は促進を図るにはどうあればよ						1000	
討	議	者	椎田町教育委員会社会教育課長	越	路	信	章
			八女市体育協会会長	樋		正	<u>-</u>
			大野城市福祉協議会常務理事	岡	崎	隆	=
			前日本青年団協議会副会長	鬼	木	恵美	美子
司	会	者	県教育庁筑豊教育事務所主任社会教育主事	丸	本		孝
記	録	者	久留米市中央公民館事業係長	中	村	朝	春
会場責任者		者	宝珠山村公民館長	大	蔵	美	水

第3 パネル討議

討議のテーマ		-マ	これからの公民館職員はどうあるべきか				
			・ 公民館及び公民館職員に望まれるものは何か				
討	議	者	大牟田市勝立地区公民館長	井	上	利	夫
			県立社会教育総合センター指導員	久	家	貞	美
			古賀町公民館運営審議会委員長	村	山		武
	筑後市中央公民館主事		伊	佐	アナ	ナノ	
司	会	者	県教育庁北九州教育事務所主任社会教育主事	重	富		大
記	録	者	浮羽町教育委員会社会教育課長	宮	崎	孝	義
会場	易責任	者	甘木市馬田公民館長	草	場	政	美

第4分科会

討議のテーマ 青少年健全育成を図るための公民館の役割

• 青少年健全のための地域活動と展開について

・ 家庭教育振興のための活動と展開について

助 言 者 県立英彦山青年の家研修課長司 会 者 県教育庁京築教育事務所社会教育主事

記 録 者 大刀洗町教育委員会社会教育係長

会場責任者 田主丸町教育委員会社会教育課長

青少年の健全育成について

浮羽町大石地区公民館館長 石 井 正

浮羽町及び大石校区の概要

浮羽町は筑後川上流に位置し、大分県日田市に隣接し人口19,000余名、北に筑後川、南に耳納連山があり、山麓は豊かな果樹園をようし、柿、ぶどう等の特産地づくりにつとめている。

大石校区は町北部筑後川の流れに沿って展開して、「筑後川温泉」と「史跡大石井ぜき」を有し、世帯数890戸、人口3,658人と、8分館があり住民の流動が一応落ちついた地域であります。

青少年の健全育成と地域公民館活動について

浮羽町においては、町づくりは「人づくり」の観点から「自主性と社会連帯性」、「高い知性と豊かな情操」、「忍耐強い心と健康な体」を持つ人づくりを目標に青少年健全育成をめざしている。

昭和59年度 浮羽町青少年育成町民会議 の方針と活動

- 1. 方 針
- (1) 昨年決定した「青少年の健全育成推進方策」により、さらに実践をすすめる。

国 松

大木本

平 田

高 山 崇 登

茂 雄

法 通

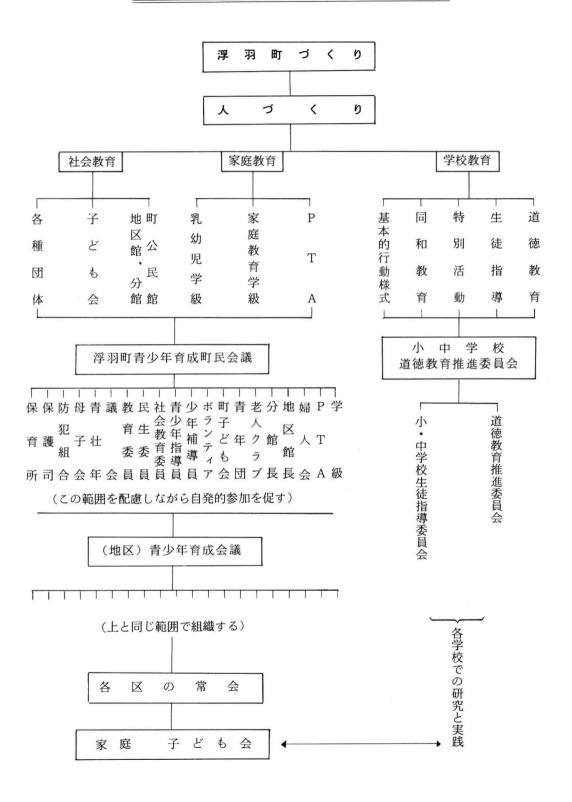
時 子

- (2) 「オアシス運動」「親子の対話運動」を重点的に、その実行を推進する。
- (3) 結成2年目を迎えた本年度は、町民総 ぐるみの健全育成活動を促進するために 区の常会、婦人支部常会での学習活動を さらに進める。
- (4) 各家庭、各区、各子供会での実行を促進する。
- (5) 中学生、高校生の社会参加をうながす。
- (6) 実行したことを交流する。
- 2. 活 動 (予想されるもの)
 - (1) 各区の常会、婦人常会での学習会が行われるようにする。
 - (2) 7つの地区館での学習会を行う…5月●調査結果を中心に

- 実行問題の具体化
- (3) PTAと協力して実行していく。
- (4) 子どもの学習活動をくふうする。
 - 親子座談会
 - 少年弁論大会
 - 少年の体験文集
 - 少年の体験発表
- (5) 地区発表会を行う……10月
 - 少年の発表を加える (小・中・高)
- (6) 奉仕活動を推進する。
 - ・春、秋の道路愛護日に行う。
 - ●区で親子いっしょに空缶拾いなど行う。
 - 中・高生の参加を進める。
- (7) 青少年育成町民大会……12月
 - 少年の発表を加える。
- (8) 体験文集を作る……2月
 - 父母の体験文
 - ・少年の作文
- (9) その他、次の中から何かを実行しよう。
 - ① 巡回補導に参加する。
 - ② 夏のラジオ体操参加を多くする。
 - 老人、中・高生の参加
 - ③ 歩く会、走る会をしよう。
 - ④ 学校の道徳の授業を参観して、小・ 中学校における道徳教育を理解する。
 - 11月20日の道徳教育発表に参加し よう。
 - ⑤ 環境を美しくしよう。
 - さくらを植えよう。
 - ・家に花を多く植える運動
 - 公民館やあき地に花を植えよう。
 - ⑥ 親子でよい映画や劇をみよう。
 - ●町民会議で主催する。

- ⑦ 広報紙に体験文をのせ、交流をする。
- ⑧ 親子読書をすすめよう。

健全育成運動推進組織



町民の目発的参加による「青少年育成町民 会議」を組織し、町民総ぐるみで青少年の健 全育成に取り組む。

浮羽町青少年育成町民会議 の運営方針

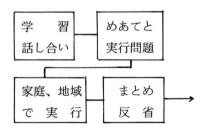
(1) 青少年に 目主性と連帯性 、 たくましさと思いやり の心を育てることを目標

に、次の重点活動を具体化して実践する。

- ① 家庭教育の充実
- ② 子ども会(育成会)活動の促進
- ③ 学校の道徳教育等の深化、充実
- (2) 青少年の健全育成は、家庭、社会、学校が一体となり、町民総ぐるみの運動として取り組む。

家庭と社会における実行の推進はPTA 子ども会(育成会)が中核となる。 学校における研究や実践は7校の小・中 学校が協同で行う。

(3) 学習や話し合いに終ることなく、具体的な行動目標や実行することを決め、実践を 重んずる。



- (4) 文部省の研究指定を受け(昭58.59.)学校における健全育成(道徳教育、生徒指導等)の充実と共に地域をあげて青少年の健全育成活動を推進する。
 - ●学校で「道徳の授業」を参観して、学校 の道徳教育をよく理解し、家庭において も同じ方針で躾に当たる。
 - ●町内小中学校、PTA参加のもとに、山

春小学校で「道徳教育研究発表会」を開催する。

(5) 町民総ぐるみの活動を展開するには、

全町の会議 と 7地区での会議 区の常会 で話し合いながら 各家庭 や 地域 で実行する。

- (6) 実行したことは、まとめ、発表する。
 - 体験文集を作ったり、体験発表会(各地区や町で)を行う。

青少年の健全育成

- ①家庭教育の充実
- ②「子ども会育成会」「子ども会」の活動
- ③ 学校の道徳教育 この3つを柱として推進する。
- ① 家庭教育の充実
 - ア. 明るい温かい家庭つくり……よい畑に 野菜はよく育つ、家庭がよい畑 でありたい。
 - オアシスの実行につとめよう。 (オアシス運動)
 - 子どもと話したり、子どもと遊ぶことに努力しよう。(親子の対話運動)
 - イ. 親目身が真剣に生きること。親が手本、大人の行動が青少年に強い影響を 及ぼす。
 - ウ. 家庭教育に対する正しい考え方と実 践ができるよう親の学習が大切である。
 - 親が「わが家の憲法」(躾のめあて) を持とう。

親の人生観、親の信念から生まれた 躾のめあてを持つこと。

例えば ● 人は外見じゃない、中味が大事だ。

- 人のいやがることを進んでせよ。
- 人の身になって考える。
- 成人の学習で大切なこと。
 - 子どもの躾で何を学びたいか、どんな仕方で学習するか、目分たちで決める。
 - 経験は学習の資源である。 大人はいろんな経験をもっている。それを出し合って話し合うこと。
 - 学習したことを実践する こと。
- エ. 学習したら、家庭で実行することを その子、その家庭に最もふさわしく決 定して実行する。
 - 「オアシス運動」「親と子の対話運動」は勿論、「健康づくり」「家の仕事の分担」「テレビの見方」「はきものそろえ」「本に親しむ」「ものを大切に」など具体的な実行問題を決める。
- ② 「子ども会育成会」と「子ども会」の 活動
 - ア. 子ども会育成会をつくる。●育成会運営の心構え
 - 学校では教師が、家庭では親が、指導者である。社会では大人たちみんなが指導者である。大人たちの言動

を聞いたり、見たりしながら、それをまねて、(学ぶ)子どもたちは大きくなる。

だから子どもたちが、聞いたり、見たりしてはよくないと思うことを大人たちがしないことが大切である。 子どもに声をかけよう……ほめる、

叱る。

よいことをしていたらほめることば をかけよう。してはならないことは 叱って注意しよう。

- イ. 子ども会指導委員会
 - 子どもを持つ親でつくる。子どもを 育てる責任は親である。

青少年指導員、ボランティア、ジュ ニアリーダー

A企画部

B運営部

- C指導部
 - ・ゲーム係 うた係ダンス係など
- ウ. 子ども会活動には、次の4つの分野がある。(A・B・C・D)
 - A 子ども常会……民主的な話し合い の場。
 - B 行 事……子どもの楽しみを考え 社会性、創造性を育成する場。
 - 親子遠足、キャンプなど大人の指導は大切であるが、できるだけ子ども目らが進めるように導く。
 原案は、班長会で作り、大人の指導者とよく打ち合わせておく。
 - C 特別活動……子どもたちの目発性 によって考え出された創作活 動や奉仕活動。
 - D 日常活動……遊びを中心とした、 毎日の社会生活。
- エ、子ども会の指導者を育てよう。
 - ジュニアリーダー 県主催、町子連主催のジュニアリー ダー研修会に中学生の参加をすすめ よう。
 - 何年か続けてお世話して下さる人を つくろう。6年生の父母が廻り順に ということでは子ども会はよくならない。 (30ページへつづく)

昭和59年度大石公民館活動計画案

努力目標	1. 地域コミュニティの向上 2. 青少年の健全育成	3. 環境の整備 4. 社会体育の普及	5. 成人教育の 6. 生活改善と	150504
月	行 事 及 内 容	参 加 者	担 当 者	
4	運営委員会 (年間事業計画と予算の審議) 各種団体長会 (行事の打合せ調整) 分館長会 (年間行事計画と予算)	運営委員会 団体長 分館長	館 長館 長	映写会 ・ 水泳教室 ・ 大派し ・ 子供ソフトボール・ ・ アー・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
5	自転車の正しい乗り方教室 青壮年ソフトボール大会	学童,PTA,交通指導 員,青少年指導員 青壮年	館長,PTA会長 館長,体育部	大 会
6				•
7	子供会育成会長会 (夏休みの過し方) 子供会ソフトボール大会 各部会 筏流し	育成会長,青少年部 小学生 各部員 小学生 一般	館長,青少年部 館長,体育部 館長,各部長 館長,体育部	
8	町内学童水泳大会 筑水学童水泳大会 盆踊大会 相撲大会(弓立神社奉納相撲)	小学生選手 小学生選手 校区内一般 小学生	公民館,体育部,水泳部 公民館,体育部,水泳部 館長,青年団,婦人会 館長,PTA会長	
9	和交会ゲートボール大会 育成会長会	和交会員 育成会長,青少年部	和交会長館 長	
10	区民運動会(各区毎に実施) 町民運動会(参加)	区 民町内一般	館長,体育部 館長,体育部	
11				
12	育成会長会(冬休みの過し方)	育成会長,青少年部	館長,青少年部	
1	新年講演会 凧作り講習会 凧上げ大会 KBC凧上げ大会	一般成人 地区代表 小学生,育成会員 校区代表	館長,社会部 館長,青少年部 館長,PTA会長 館長,育成会長	
2	歩こう大会	校区内一般	館長,体育部	
3	文化祭(演芸,舞踊) 運営委員会 各種団体長会 和交会ゲートボール大会	青年団,婦人会 運営委員 団体長 和交会員	青年団長,婦人会長館長 館長 館長 和交会長	

町子連で子ども会の世話の仕方については、講習会でくわしく指導がある。

•子ども会育成会(分館長が会長で全区 区民参加)で、世話して下さる人を お願いする。

青少年の健全育成を図るための公民館の役割

北九州市立香月公民館長 吉 富 和 男

1. はじめに

地域ぐるみで青少年の非行を防止し、心身とも健やかな青少年を育てる目的で北九州市では、58年8月「豊かな心とたくましい体を育てる地域会議」の結成を全市的に進める方針を明らかにしたが、地域会議の結成のために公民館が活動、組織づくりの中心となり、59年4月現在66中学校区のうちで80%以上の結成が終っている。

香月地区では、この方針が出される前年の57年2月、「香月地区地域ぐるみで青少年を守る会」が結成された。以下、この「守る会」の発足と活動状況そして公民館が果たした役割等について述べることとする。

2. 「香月地区地域ぐるみで青少年を守る 会」について

(1) 発足するまで

- ア. 56年秋から当地区の中学で生徒の非が相次いだ。同年12月の地区の社会福祉協議会の会議で緊急議題として取りあげられる。
- イ. 翌年2月、青少年非行防止準備委員会で「香月地区地域ぐるみで青少年を守る会」を発足させた。この会は、目的を「地域内外の各種団体が緊密な連携をとり、それぞれの団体がそれぞれ

- の団体の特徴を生かし、地域ぐるみで 青少年の健全育成を図るものとする」 と定めた。
- ウ. 会の結成後、警察から「少年を非行 から守るパイロット香月地区」に北九 州市から「少年非行防止推進モデル地 区」に指定された。

(2) 組織等

ア. 参加団体

目治区会、社会福祉協議会、婦人会、 小地区公民館連絡協議会、各小中学校 PTA、民生委員会等29団体

4. 組 織役員、事務局育成部会、広報部会、補導部会

(3) 活動の経過

- ア. 57年2月、パレード、研究集会を実施。研究集会までの1ヶ月半の間に地域住民の意識を高揚するために9,000世帯全戸に広報紙を4回発行。
- イ. 57年3月の卒業期にあたり、卒業を 祝うポスターを地域内各所に掲示する とともに卒業生の父母にちらしを配布 する。これは、毎年続けられている。
- ウ. 非行のたまり場、交通事故、水の事故のおそれのある箇所を記した図面の作成。

- エ. 「青少年問題を考える集い」を地域 内の類似公民館16館で実施。この会に は、小中学校の先生、警察からも出席 する。
- オ、悪書を回収する「白いポスト」を地 域内4ケ所に設置。
- カ、月例補導、夏休みの夜間補導、卒業 期の補導を実施。
- キ. 北九州市市民憲章の実践と青少年の 健全育成を目的とした「あいさつ運動」 の展開。「あいさつをかわしふれあい の輪をひろげよう」と書いた看板を、 29ケ所に設置し、登校時に父母がこの 位置に立って子どもたちと挨拶をかわ
 イ、不良行為少年 している。
- ク. 目転車盗難防止用の記名シールを盗 難防止、交通事故防止、非行防止の目 的で、学校、街頭で5,000 枚貼附。
- ケ. ニュースカー (2台) による広報活
- コ、藤で有名な吉祥寺のまつりの特別補 導には、 例年延700人から800人が 参加。
- サ、非行防止標語の募集
- シ、ちらし等による広報活動
- ス、親と子のふれあいコンサート
- セ、非行防止大会
- ソ、シンナー取扱業者との懇談会
- タ. 空かん空びん回収作戦を地域の環境 浄化と子どもたちに労働の喜びを知っ てもらうということで実施。2トン車 15台の空かん空びんを回収。
- チ. 地域内全戸 9.000 世帯に「あかるい 家庭はわが家から」、全商店に「非行 化防止推進協力店」の健全育成ステッ カーを貼附。
- (4) 成 果

この種の運動の成果は目に見えてあら われるものではない。しかし、成果の一 部を垣間見ることができると思われる八 幡署の数字を紹介する。

ア. 刑法犯少年数

八幡署管内

56年 767 人 57年 704 人 698 人 58年 香月派出所管内居住者 98 人 56年 45 人 57年

56 人

58年

八幡署管内数

58年

56年 2.253 件 57年 2,007 件 58年 1,906 件 香月派出所内管内 56年 415 件 57年 127 件

以前、事件のあった中学も市内では非 行の少ない学校のトップクラスに入るよ うになった。

177 件

3. 地域会議づくり

北九州市では、地域会議の結成に力を注 いでいるが、香月地区の「守る会」はさき に述べたように青少年の健全育成活動の強 力な推進力となっている。その地域会議の 結成までと留意点を述べる。

(1) 土壌づくり (意識を高めるために)

ア. あらゆる公的、私的会合の中で、各 種団体の長や構成員に対して地域がか かえる諸問題について公民館側からの 意見や問題提起を行い、地域リーダー や地域の人々の青少年問題に対する意識を高める。

- イ. 公民館講座、家庭教育学級、小地区 公民館長会議などで、青少年問題を取 りあげる。
- ウ. 他地区の取り組み状況を収集し、各 集団体の長等に情報を提供する。

(2) 設立の契機

- ア. 一つの団体が発起人となる場合。
- イ. 各種団体が連名で発起となる場合。
- ウ. 各種団体の代表者が発起人となる場合。
- (3) 地域会議づくりの留意点
 - ア. 既存の団体の活動の支障にならないように。所謂、「屋上屋」づくりにならないように配慮する。
 - イ. 既存の団体の活動を助成し、他の関係団体との連携を深め、その団体の活動がより効果的になるようにする。
 - ウ. 地域内での組織の一体化を考える。 名目だけの団体であっても外部との関係でその団体が必要な場合は、内部では組織の一部として活動し、外部では独立した団体としてその役割を果たす。

4. 地域会議と公民館のかかわり

- (1) 地域会議の目立のために
 - ア. 準備段階では、企画面、事務面で全面的な援助を行うが、地域会議ができあがると同時に公民館が手を離し、指導、助言や陰からの援助に切り替える。
 - イ. 公民館が前面に出ると地域住民は公 民館を頼ってしまうので、公民館は側 面から地域会議が独立する援助を行う。
 - ウ. 公民館が地域会議の役員の一員になっていることが見うけられるが、これも地域住民の目主性を損う。

(2) 公民館の役割

ア、各種団体、機関の連絡調整

「各種団体、機関等の連絡調整を図ること」。これは社会教育法第22条第6号の文句であるが、これはそのまま公民館の果たす役割である。

- イ. 地域会議に対する指導、助言
- ウ. 人材の発掘、養成

地域会議の中に優秀な人材を育てる ことは公民館の重要な役割である。それには、あらゆる方法(学級、講座、 諸団体の活動等)で発掘、養成を試み るべきである。

エ、地域会議の学習活動の推進

地域会議がよりよい活動をするため には、地域会議の質の向上を援助する ことも公民館が果たすべき役割の一つ である。

オ、広報活動の充実

地域がかかえる青少年問題等の課題 を関係団体や地域住民に適切に提供し ていくことも必要である。

5. 終わりに

青少年の健全育成を図るために果たす公 民館の活動について、住民は常に熱い視線 を注いでいる。

北九州市の地域会議づくりは、快適な潤いのある新しい街づくりを目ざすものであり、今日の社会において緊急の課題となっている青少年問題には早急に取り組まねばならない。

香月地区では、ふるくから住んでいる住 民と新しく香月の住民となったものの調和 が地域会議を育てる大きな要となる。

本公民館も地域会議 (「守る会」) の育成を事業の柱として、香月地区の目治会や

類似公民館、その他の諸団体の応援のもとにさらに住み良い町づくりに邁進したい。

しかし、地域会議は、最終的には、住民の目発的な意欲と活動を原動力とするものである。このような住民意識が譲成されるためには、住民と公民館が協力して新しい街づくりのために息の長い取り組みがなされることが望まれる。

そのためには、公民館職員の資質の向上と意 欲的な取り組みが必要である。やる気のある 公民館職員の育成。これは公民館が地域の中 で親しまれ、深く根をおろす最大の条件であ る。

1984 年 4 月 1 日

まさに、"公民館は人なり"である。

	金	» 4		-	¥12	[6	6	6	6	5	5	5	5	5	電話	順定員 料は無 受付は	料です	せん	E.M. M.	3 (1 P)				0.0			
○時間は、午後7時から9時まで	日報	月20日 初心者からわかりやすく	イイン	自		□時間は、午前10時から12時まで	27 水 身近な漢方	水 水	水水	6 水 女 性 史	水 レクリエーション	23 水 スーパーは本当に安いのか	16 水 レクリエーション	9 水 これからの食生活	2 水 有意義な夫婦ゲンカの	25 水 精 進 料 理	教養を身につけ99%の女性!	2	ミセススク	健康を願って次の講座を計	は、市民の心の	季節がめぐってきました。	春うらら。ふるさと香月にもまた美し			* i	Ŧ	北
		(おトトギス系)	í	0		(材料費実費)	九州漢方研究会理事	,		高安兆子	重 戸 紀理子	都市協会研究	重 戸 紀理子	消費生活相談		料理研究家	の魅力を		l v	画しました。	康とか		にもまた美しい		第2:4月曜日	第1.3日曜日	電話 617	北九州市立 香月公
○時間は、午後1時30分から3時30分まで	5 16 水 自己変革	5 9 水 家庭における人間形成	5 2 水 学校における人権教育	4 18 水 身のまわりの人権		臭近な差別と青少年の非行問題	Fig. 3. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	子どものしあわせを願って			○時間は、午前10時から14時まで	7 22 日 植物をたずねて	7 8 日	6 24 日 小動物をたずねて	6 10 日 植物をたずねて	5 27 日	" 2	2 強も	動物は夏休み前	バードウオッチングで鳥の空	- 1	観子でな木谷			1 3	R.X.	011011	民
の分まで	"	*	,	加藤 正 夫		B		の願って			(材料費実費)	井 上 タミエ	,	自然史博物館学芸員	井 上 タミエ	"	・ 見の 会 人	15年の	に標本づくりの勉	啼声を覚え、	•				2	5) 1 ブ 紹	
4	,	夜	1;3 程	"	1:3	"夜	59	1	1	企 ·3 朝	″	2:4	"	-	4	"	夜	**************************************	2:4	水側	"	俊	"	程	"	火朝	曜時	お尋ねい
S HOUSE	3344	三味線	野草食	人紙 粘 形土	料理	道道	水墨面	例以仿教		勉軟	認	盆栈	書道	ライ体機	直	H	64:	私数	健 GJ	ファ ラ I ワ I ト	夠	直道	手軸	第2 洋 裁	民謡	第1 洋 裁	講座名	お尋ねは、公民館へ。
中野で大の	F	蘇本 希旭	立石哲三	田中竹子	松本初子	水上光枝	营 岩 男	日初		坂本とし子	宮崎まき子	平田飯夫	村田教美	益成タカ子	特 第 第	40	本希	多田保博	馬見塚行空	未松ミチェ	横川湾国	水上光枝	山本シゲエ	丸小野 忍	宮崎まき子	丸小野 忍	講師名	~
地元の小地区公民館を活用	防止に熱心に取組んでいます。	和問題の研修、青少年の非行化地域の文化、体育の向上、同	香月地区の小地区公民館は	小地区公民館のご利用を	ますので	は吉祥太鼓保存会で使わる 入選及び佳作の民芸品		(賞品は、吉祥太鼓保存) 人選3点、佳作7点	に持参すること	į	方 法 一人阿点でも可 の月二十五日	応募要領	遠賀川、黒川の蛍、鯉と素材	吉祥寺の藤、吉祥太鼓、畑	見芸品を考してみますしい。	香月の創作民芸品を募集	○馬嶋山大谷団地区会長	○掲輪区会長	・楠西区会長	○楠樵区会長	○番月西区会長 ○番月中央区会長	○香月東区会長	○茶屋原団地区会長 番会	お願いいたします。	紙面を借りてお礼を申し上	会チラシ等の配布に、格別の	り・公民館報・青少年を守る	町内会長・隣組長その他各

館報 か つ き

威を認めるようになるの

非行化は

自分の心のすきまから(森

和則)

「ちょっとだけ」そんな気持が非行をよぶ(菅野富美代)

子供達を取りまく社会環境は、

(松井久己)

青少年非行を考える

親の権威 香月中学校長 城戸崎三郎

なのです。 って、子どもは、親の権 親の日常の生き方によ

の経験、ある時は貧乏と は関係なく、親の長い間 やして生きてきた体験の

中から自然に備わるもの 克服して、日々意欲をも たたかいながら、苦難を のでしょう。 それは、

③頼りになる父親 ②尊敬できる父親 ①心の温かい父親 ④理解のある父親 ⑤話しやすい 父親

くありません。 親の言うことをきかなく くしたと言われがちです て……」と嘆く親が少な 戦後は、親が権威をな 「この頃の子どもは、 ではないでしょうか。 小学校五年生に、「連

であれ、そのようなこと せん。親の学歴がどうで あれ、社会的地位がどう が、本当でしょうか。権 威とは、権力ではありま めている父親像は、何な ます。では、子どもが求 父親のもつ強い、いかめ だという意味であって、 ゴロゴロしているから」 ではなく、「いつも家で いったら「雷」という答 しさは消えてしまってい ミナリ親父」という意味 えがあって、「厳しいカ うです。「お父さん」と 想ゲーム 」をやらせたそ

です。最近は、屋外から屋内へと と明るいまちへと変容するでしょ 「眼」が光った時、香月は、きっ 警察へ通報しましょう。全住民の される時です。見たら、聞いたら ています。隣近所の「眼」が要求 移って早期発見指導が困難になっ

あいができました。 日は、全町あげて協力していただ は、2トントラック15台分。この れました。回収されたあきカン類 事に定着させてい きたいと思いま 全育成活動の一環として、年中行 き、地域のふれあい、親子のふれ 一つとしてクリーン作戦が実施さ これを機会に、今後も青少年健 11月13日、地域環境浄化活動の

めに、みなさんのご協力を切にお しようとするものです。 頗いいたします。 後者は商店の店先に貼付をお願い 香月地区から非行を根絶するた

"シンナー少年 両親を刺殺!!

よそごとでない身近にも

その危険性が……?

います。 シンナーに関する事件が続発して に火炎ビンを投げつける事件等、 で報道されました。続いて、両親 香月地区は、県下でも有数のシ みだしの事件は、ごく最近新聞

ンナー遊びがはびとっている地域 責任を持って早期発見に努力 うな気がする。親が、地域が して行きたい。 非行と対話

青少年非行防止 ステッカー運動

あきかん・あきビン回

収 功

大成

月少年を守る会

だ

より

少年非行防止推進モデル地区

(北九州市教育委員会指定)

区社協だより

人暮らし年長者の方々

昨年11月12日、地域の

Ġ "

動を続けていますが、今回は次の ような二種類のステッカーを作成 からという合言葉で、あらゆる活 非行防止は、学校・家庭・地域

o 非行化防止推進協力店 ○明るいまちづくりは、 わが家

前者は香月の全家庭の玄関に、

番典返し寄附

▽松井 啓三 (大字楠橋)

(倉成磯志)

共に人間として大切な物が忘 ると思う。高度経済の成長と 年非行もそれと同じ事が言え 療の道はないと言う、現代の青少 癌、それは早期発見のほかに治

い大切な命を触ばんで行くよ 信頼関係、これらの多くが若 機、シンナー遊び、親と子の 非行への道しるべ、自動販売 てあまりにも自由に目につく 家庭環境の破壊と共に、そし れられて行くような気がする 街の声 青少年問題を考える われる。親と子の対話が不足 ニケーション不足にあると思 しているその不足している対 多分にある。そこで非行の原 ていくのではないでしょうか。 るという単純な行為から入っ からはじまるのか、挨拶をす 話やコミュニケーションは何 それを取りまく周囲のコミュ 因の最も大きなものは本人と

挨拶をすれば挨拶でこたえる。挨 びかけを行っている。そして必ず あい運動の中で「おはよう」の呼 みで非行防止に取組み、朝のふれ 香月地区においても地域ぐる ションの糸口となる様願っている とが少しでも対話やコミュニケー 子供達と共に明るい挨拶をするこ ではなく地域住民が一丸となって だと思う。子供達におしつけるの

満たされてくる。欲求が満たされ

対話の中から自己実現の欲求が The state of the s

拶なくしての対話はない。

ないその結果が非行につながるの

御寄附ありがとうございました

最もお役に立ちますよう活用し、 ました。厚くお礼申し上げます。 載分は、五十八年八月二十四日か 附をいただいております。今回掲 御遺族の方から多額の香典返し寄 香月地区の社会福祉活動のため、 ら五十九年三月十九日までです。 で芳志に副いたいと思います。 で芳志どうもありがとうござい 香月地区の社会福祉のためにと

> 香田 敷田

昭一

(大字楠橋)

▽清水 (故人の住所・氏名) 一角(大字楠橋)

▽阿部ソノエ(大字香月)

敬称略一

山崎

ヤス(大字香月)

大谷ヲヨシ(大字香月)

多い。子供達にしてみれば自分と いう人間の存在を知ってほしい、 達を一方的に評価してしまう事が あまりにも画一的な価値観で子供 理解してほしいと願う気持が

▽古川

義光(大字香月) 勇 (大字香月)

岡口

>田原ミサオ (大字香月)

友喜(大字香月)

太鼓の方々に紙面を借り 人会、民舞、民謡、吉祥 だきました民生委員、婦 れました。 年も延びたと喜んで帰ら され、年長者は寿命が何 製の「長寿湯吞」が手渡 との催しにご協力いた

一人暮し年長者地域交歓のつどい

は、楽しい一日を過ごさ ちならされ、日頃淋しい やゲームを楽しみました。 地元のご婦人たちの舞踊 りので馳走を食べながら ど招待。婦人会の手づく 約二百人を香月公民館に

人暮らし年長者の方々

最後は、吉祥太鼓が打

れました。

お土産に、香月社協特

て厚くお礼申し上げます

「おはようございます」 この挨拶が良い子のもと(浦辺光徳)

第5分科会

(同和 教 育)

討議のテーマ

同和教育推進のための公民館の役割

同和教育啓発のための活動と展開について

• 同和教育啓発の内容と手法について

助 言 者 県教育庁指導第二部同和教育課指導主事

百留降男

司 会 者

県教育庁南筑後教育事務所社会教育主事

角

睦 生

記 録 者

朝倉町教育委員会社会教育係長

元 園 治 作

会場責任者 北野町教育委員会社会教育係長

松 岡 茂 樹

桂川町における部落問題懇談会の取り組みについて

桂川町教育委員会同和教育係長 坂 田 動

1. 部落問題懇談会実施経過(資料1)

4. 実態調査

(資料4)

有権者対象

地域別, 年令別

。同和地区 。農村地区 。新興住宅地区

。旧産炭地区 。その他一般地区

(資料2) 2. 社会同和教育の概要

5. 実 施

(資料5)

社会同和教育推進員会

事前研修

隣組単位

3. 同和行政推進組織

(資料3)

同和対策推進協議会

。学校同和教育推進委員会

。社会

。同和行政推進委員会

。解放運動

6. まとめ

各推進委員会で検討

部落問題懇談会推進員会

桂川町部落問題懇

			Total Control of the Control		The second control of	
	1回 (46年)	2回(47年)	3回 (48年)	4回(49年)	5回(50年)	6回(51年)
テーマ	「部落の歴史」	「教科書問題 をみんなのも のに」	「部落問題を みんなのもの に」	「部落問題が なぜみんなの 課題か」	「部落問題がなぜみんなの課題か」	「特別措置法を もう一度考え てみよう」
実施単位	行政区単位 (同和地区を 除く)	行政区単位 (同和地区を 除く)	行政区単位 (同和地区を 除く)	隣 組 単 位 (同和地区を 除く)	隣 組 単 位 (同和地区を 除く)	行政区単位 階層別(老人 婦人,青年, 世帯主)
対象(区)組数				187	186	婦人,老人,戸主 25 25 25
対象戸数			2,9 5 8	2,4 4 9	2,6 2 6	3,8 7 0
実 施 組 数				1 0 4	117	16 22 23
参 男女別 加 者 数 計			男 197 女 209 406	男 635 女 830 1,4 6 5	男 593 女 737 1,3 3 0	婦人 319 老人 282 戸主 298 8 9 9
実施方法	講師 町三役 教育長 教育委員長 学校長・教頭 担当者	講師 町三役・課長 教育委員 社会教育委員 学同研 PTA 司	講師 町同盟幹部 助言者 教育委員 社会· 和三役・課長	講師 司和推進 一	講師 社会同和推進 学校 " 行 政 同別 明会者	講師 社会員 学校 "行 政 阿盟 司会者
参考		行政・社会教育 育学校教育の立 場から15分間 説明	映画使用 (偏 見)	映画使用 (差別と人権 の歴史)	映画使用 (水平社宣言)	映画使用 (夜明けをめ ざして) (鶴つ嘴の青 春)

談会実施経過表

5 E (50F)	0 [] (50#)	0 [(5.45)	100 (555)	(-25-	100 (555)	100 (50 b)
7回(52年)	8回 (53年)	9回(54年)	10回(55年)	11回(56年)	12回 (57年)	13回(58年)
「差別意識の ミゾを埋めよ う」		「同和問題をもう 一度基本に返っ て考えよう」	「同和問題と 私達とのかか わり」	「同和問題と 私達とのかか わり」	「同和問題と 私達とのかか わり」	「同和問題と 私達とのかか わり」
隣組 単位	隣 組 単 位	隣 組 単 位	隣 組 単 位	隣組 単位	隣 組 単 位	行政区単位
2 3 2	235	235	239	251	259	32
3,8 9 4	3,9 4 1	4,0 3 5	4,1 4,0	3,9,40	3,9 4 6	4,380
215	234	235	2 3 5	238	117	. 31
	男 1,009 女 1,323	男 984 女 1,336	男 958 女 1,395	男 1,017 女 1,407	男 734 女 1,025	男 285 女364
2,3 9 3	2,3 3 2	2,3 2 0	2,3 6 1	2,4 2 4	1,7 5 9	6 4 9
講師社会同和推進委校 "行政同期,可会者	講師 社会員 学校 が 行 放 同和推進 学校 が 可 放 同 数 の の の の の の の の の の る も る も る も る る る る		1班5人 講師同和數 開京一次 講校 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	班編成 20班 1	期 5 7. 8. 25 10. 1 時 午 班 講社 推 学 同 委解 委 明 日 5 7. 8. 25 25 10. 1 間 後 後 編 1 師 会 進 校 和 員 政 動 の が 乗 が 乗 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推 推	時間 8 時 8 時 6 8 時 7 年 8 1 師 8 日 9
各講師より約 10分間問題提 起		班長問題提起 約20分	方	可 会 有 懇談会の進め 方 各班の班長よ り問題提起を する	司 会 者 懇談会の進め 方 映画上映 地域改善対策 特別措置法の 説明	司 会 者 懇談会の進め 方 映画上映 それて懇談

昭和 58 年度桂川町社会同和教育推進計画

1 基 調

昨年4月に新たに地域改善対策特別措置 法が施行され1年が過ぎた現在、ますます 同和教育の充実が求められております。

本町でも、過去同和教育基本方針にのっとり同和教育を推進して来たところでありますが、一昨年12月10日同和対策協議会答申を基にして成立した地域改善対策特別措置法の主旨に基づいて、人権尊重の思想を基本にした同和教育を創造し、差別の実態差別の本質を明らかにし「差別をしない差別を許さない差別をはね返す」人づくりを進める一方、同和教育にたずさわる指導者の育成に努め、明るい住みよい町づくりのために社会同和教育の推進を図るものであります。

2 基本方針

憲法、教育基本法の精神にのっとり合理性・科学性・平和性をもつ民主的人間による民主社会の形成をめざし、この理想実現の努力の過程が部落解放の道そのものでなくてはならないと思います。この意味から社会同和教育は、人間尊重に徹し、部落差別に対する科学的認識に立って、真に差別を許さない人間づくりに努め、部落の完全解放をめざすものであります。

3 目 標

本年度は、地域改善対策特別措置法の主旨を理解して、各行政機関と密接な連絡をとり、地域住民が納得しうる同和教育資料の整備、また、差別事件等に対する啓もう・ 啓発を行うとともに、行政職員、各関係機 関、各種団体、企業等の研修会を実施し、 同和問題を自からの課題となしうる人づく りをめざし、広く住民一般のコンセンサス を積極的に得る努力をする必要がある。

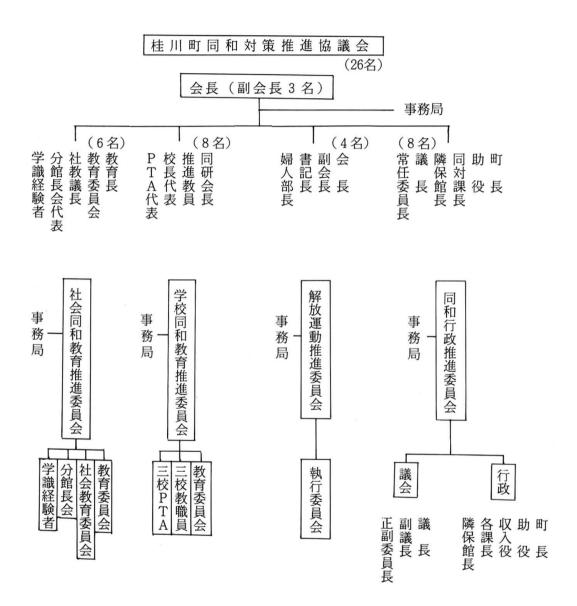
4 具体的な取り組み

- (1) 指導者の養生
 - イ 社会同和教育推進委員研修
 - 口 社会同和教育推進員研修
 - ハ 企業内同和問題研修推進員研修
 - ニ その他
 - (2) 行政職員、各関係機関職員に対する研 修会
 - (3) 地区外住民に対する教育
 - イ 第13回地区別部落問題懇談会
 - 口 企業内同和問題研修会
 - ハ市民講座
 - ニ 各種団体
- (4) 地区住民に対する教育
 - イ 解放学級
 - 口 小 中学生合宿研修会
 - ハ 第13回地区別部落問題懇談会
- (5) 広報活動
 - イ 「けいかん」の発刊
 - ロ 「町報けいせん」を通じて啓発
 - ハ 啓もう・啓発冊子の発行
 - ニ その他、適時チラシ配布

昭和58年度同和教育事業計画表

月	行 事	内容	時間	場所
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各企業
5	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:30	公 民 館
	解放学級開催	学習月2回 12地区	PM 8:00~10:00	名集会所
6	老人クラブ研修会	映 画	PM 1:00~2:00	公 民 館
0	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:00	
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題について		各 企 業
	市民講座		AM 9:00~12:00	福祉センター
	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	PM 1:00~4:00	公 民 館
7	行政職員研修会	行政と人権について	"	"
	「けいかん」発刊			
	小学 6 年生合宿研修会	解放を担う子どもの育成	1 泊 2 日	玄海少年自然の家
	指導者研修会	社会同和教育推進委員会	PM 1:00~4:00	公 民 館
	婦人部婦人会交流会	差別の認識について	"	隣 保 館
8	中学1年~3年合宿研修会	解放を担う子どもの育成	2 泊 3 日	英彦山青年の 家
0	解放学級反省会	学級の運営につい	PM 8:00~10:00	隣 保 館
	青年団同和研修会	結婚と差別について	PM 8:00~10:00	公 民 館
	行政職員研修会	行政と人権について	PM 1:00~4:00	"
9	地区別 部落問題懇談会	, x	PM 8:00~10:00	各 地 区公民分館

月	行 事	内	容	時	間	場		所
9	啓発冊子の発行	新しき明日をつくる						
	老人クラブ研修会	私の歩んだ道		P M 1:00~	-2:00	公	民	館
10	指導者研修会	社会同和教育推進委	員会	1:00~	4:00		"	
10	「けいかん」発刊				:			
	企業内同和問題研修会	企業と同和問題につ	いて			各	企	業
	解放学級発表会	生花•料理		PM 1:00~	3:00	隣	保	館
11	企業内同和問題研修会	企業と同和問題につ	いて			各	企	業
	青年団同和問題研修会	就職差別について		PM 8:00∼	10:00	公	民	館
10	中学3年生合宿研修会	解放を担う子どもの	育成		0	隣	保	館
12	指導者研修会	企業内同和問題推進	員	PM 1:00~	4:00	公	民	館
1	議会議員同和研修会	×		P M 1:00∼	3:00		"	
1	三校PTA同和研修会	地域での同和教育に	ついて	P M 1:00∼	4:00	隣	保	館
	老人クラブ同和研修会	映 画		1:00~	2:00	公	民	館
2	「けいかん」発行							
	指導者研修会	社会同和教育推進委	員会	PM 1:00~	4:00	公	民	館
	指導者研修会	社会同和教育推進委	員会	PM 1:00~	4:00		"	22
3	"	企業内同和問題推進	員	PM 1:00~	4:00		"	
٥	解放学級経験交流会	学級の交流について		PM 7:00~	10:00	隣	保	館
	啓発冊子の発行	新しき明日をつくる						



同和問題意識調査集計表

(%)

				新興 住宅	その他 • 一般	旧産 炭地	同和 地区	農村 地区	総合
問2	あなたは同和地区・被差	(1)	知っている	95.18	95.04	92.66	97.87	97.60	96.02
	別部落・未解放部落があ	(2)	知らない	3.72	3.68	5.73	1.26	1.80	3.58
	ることを知っていますか。	(3)	無回答	1.10	1.28	1.61	0.87	0.60	1 20
問3	あなたは同和地区のある	(1)	10オ~15オ	47.59	57.87	49.50	58.13	62.98	55.61
	ことをいつ頃どうして知	(2)	15才~22才	22.08	21.39	19.42	22.87	22.58	21.36
	りましたか。	(3)	22才以上	30.33	20.74	31.08	19.00	14.44	23.03
		(1)	家 族	34.52	37.63	33.78	49 22	43.75	38.88
		(2)	同和教育	13.84	11.82	13.19	9.09	9.01	11.56
		(3)	その他	51.64	50.55	53.03	41.84	47.23	49.89
問4	あなたは部落のおこりに	(1)	朝鮮人の子孫	11.51	12.96	11.10	4.55	16.23	11.53
	ついて、はじめどのよう	(2)	職業がいやしい	12.13	14.89	12.64	11.73	15.14	13.67
	に知りましたか。	(3)	政治起源説	35.15	32.45	27.43	52.23	28.85	34.04
	(部落起源説)	(4)	動物を殺生するから	8.40	6.04	9.50	4.75	8.05	7.16
		(5)	その他	12.13	13.85	11.83	8.43	12.74	12.29
		(6)	無回答	20.68	19.71	27.50	18.31	18.99	21.31
問7	あなたは部落差別が今も	(1)	残っていると思う。	70.76	71.46	65.47	89.44	74.52	73.02
	残っていると思いますか。	(2)	残っていないと思う。	21.46	20.67	25.09	5.13	19.23	19.29
		(3)	無回答	7.78	7.93	9.44	5.43	6.25	7.69
			,						
問8	どんな差別があると思い	(1)	結婚差別	77.36	81.55	80.60	85.80	82.10	80.95
	ますか。(部落差別)	(2)	就職するときの差別	29.67	33.16	22.69	59.04	23.10	31.72
	残っていると思うものに	(3)	日常交際のときの差別	12.53	14.59	10.64	27.41	8.87	14.15
	○をつけて下さい。	(4)	口に出さない心の差別	57.58	73.02	55.08	73.13	53.55	60.18
		(5)	その他の事で	3.74	2.45	1.88	3.25	1.94	2.37
		(6)	無回答	7.25	17.65	10.21	51.36	5.32	10.20
問9	あなたは部落差別をなく	(1)	正しいと思う	60.34	65.83	60.24	80.72	66.94	66.37
	すことについてどう思い	(2)	まちがっていると思う	6.07	3.94	5.30	3.29	5.29	4.44
	ますか。	(3)	わからない	25.66	23.27	26.63	10.37	21.88	22.19
		(4)	無回答	7.93	7.16	7.83	5.62	5.89	7.00

				新興 住宅	その他 • 一般	旧産 炭地	同和 地区	農村 地区	総合
問10	あなたは同和対策審議会	(1)	知っている	12.44	17.49	12.89	32.26	18.63	18.28
	答申や同和対策事業特別	(2)	少し知っている	36.86	36.98	33.54	38.08	37.14	38.88
	措置法の制定の経過や中	(3)	知らない	44.01	39.27	46.11	24.13	37.74	36.35
	味を知っていますか。	(4)	無回答	6.69	6.26	7.46	5.53	6.49	6.49
問11	桂川町でも同和対策事業	(1)	知っている	70.92	77.36	71.33	86.14	80.29	77.01
	特別措置法によって、国	(2)	知らない	25.51	18.27	24.11	9.98	15.50	18.74
	県から補助をうけ同和対	(3)	無回答	2.57	4.37	4.56	3.88	4.21	4.25
	策事業が行なわれていま								
	すが、そのことを知って								
	いますか。								
			-						
問12	あなたは同和対策事業が	(1)	同和地区だけよく なって不公平だ	46.97	36.95	44.08	10.95	44.95	36.64
	行なわれることについて	(2)	部落差別をなくす ための当然の措置	12.29	15.67	11.41	46.61	14.06	18.77
	どう思いますか。主なも	(3)	同和対策事業は町 全体の利益になる	13.06	21.45	17.69	34.79	20.55	21.67
	のに○をつけて下さい。	(4)	わからない	16.65	17.24	17.45	10.08	12.86	15.69
		(5)	その他	15.86	14.31	17.57	13.08	14.18	15.02
問13	あなたは部落問題が学校	(1)	知っている	71.38	70.72	62.15	77.42	75.84	70.39
	で教えられていることを	(2)	知らない	14.31	15.81	18.56	9.30	12.26	14.92
	知っていますか。	(3)	無回答	14.31	13.47	19.29	13.28	11.90	14.69
	(1)に○をつけた方はどう	(1)	大いに同和教育を すすめるべきだ	12.42	17.16	11.90	41.55	18.38	19.78
	思われますか	(2)	やり方を考えてす すめて欲しい	42.26	43.81	43.06	40.80	44.85	43.15
		(3)	そんなことをする 必要はない	31.81	22.32	25.69	9.39	21.71	21.71
		(4)	わからない	9.15	9.23	10.32	4.63	7.29	8.45
		(5)	無回答	4.36	7.48	9.03	3.63	7.77	6.91
問14	あなたは教科書の中にあ	(1)	ある	26.75	29.41	19.73	33.53	30.65	27.66
	る部落問題に関する記載	(2)	ない	58.79	57.55	63.69	53.00	56.25	58.27
	の部分を見たことがあり	(3)	無回答	14.46	13.04	16.58	13.47	13.10	14.07
	ますか。								
問15	あなたは家庭で同和教育	(1)	ある	11.51	13.71	25.52	27.52	14.18	14.96
	(部落問題) について話			29.24	34.13	48.89	38.86	34.98	32.47
		/			51.10	10.00	55.50	01.00	VJ. 11

				新興 住宅	その他 • 一般	旧産 炭地	同和 地区	農村 地区	総合
	し合うことがありますか。	0.00		47.43 11.82	41.23 10.93	14.68 10.91	22.56 11.06	39.66 11.18	40.63 11.94
		(4)	無回答	11.05	20100		11.00		
問16	あなたは町公報の同和教	(1)	ある	42.92	50.52	43.34	52.23	49.52	48.27
	育の記事「けいかん」を	(2)	ときどきある	27.53	23.59	25.03	23.64	24.04	24.36
	読んだ事がありますか。	(3)	ない	23.80	19.67	24.05	15.89	19.47	20.49
		(4)	無回答	5.75	6.22	7.58	8.24	6.97	6.88
問17	あなたは町が行う部落問	(1)	— •	9.95	11.46	9.99	7.27	9.01	10.06
	題懇談会に何回参加され	(2)	二 回	15.40	14.35	13.50	11.44	11.54	13.43
	ましたか。	(3)	三回	13.06	14.17	14.80	15.70	15.02	14.55
		(4)	四回	7.15	6.31	7.34	6.59	7.93	6.87
		(5)	五 回	11.20	15.07	14.12	21.71	15.51	15.52
		(6)	無参加	37.02	32.06	31.56	27.70	31.61	31.70
		(7)	無回答	6.22	6.58	8.69	9.59	9.38	7.82
問18	あなたは町が行う同和教	(1)	大いに同和教育を 進めるべきだ	8.71	13.89	8.32	37.40	12.38	15.43
	育(懇談会,市民講座,	(2)	やり方を考えてす すめてほしい	33.44	35.77	33.85	32.95	36.30	34.75
	各種研修会等)について	(3)	そんなことをする 必要はない	29.86	22.81	23.92	7.56	24.16	21.62
	どう思われますか。	(4)		20.68	20.39	24.23	12.98	18.39	19.97
		(5)	無回答	7.31	7.14	9.68	9.11	8.77	8.23
問19	あなたは町が行う同和教	(1)	すすんで参加する	11.04	16.71	11.90	37.98	16.83	18.24
	育への参加についてどの	(2)	すすめられて参加する	19.60	22.74	21.02	21.90	24.64	22.15
	ように考えられますか。	(3)	参加したくない	26.90	20.31	19.85	11.53	18.27	19.26
		(4)	全然関心がない	30.17	27.85	33.11	14.54	25.12	26.98
		(5)	無回答	12.29	12.39	14.12	14.04	15.14	13.37
問20	あなたは同和問題を推進	(1)	知っている	36.39	47.95	38.84	50.29	50.36	45.38
	する上で桂川町同和対策	(2)	聞いたことはある	29.39	24.53	25.71	24.23	23.32	25.06
	推進協議会があることを	(3)	知らない	27.06	21.31	22.17	16.76	19.23	22.29
	知っていますか。	(4)	無回答	7.06	6.21	8.26	8.72	7.09	7.27

資料 5

第 11 同 隣組単位部落問題懇談会要項

「同和問題と私達とのかか 1. 主 題

わり」

同和問題意識調査のまとめ 内 容

(分析)

被差別部落を正しく教える

ために

3. 期 間 すことによって、差別のな い、明るい住みよい町づく

りを目的として実施する。

昭和56年9月7日

~ 9月17日

1) 小学校6年生の取り組

2

4. 開催時間

原則として、午後8時~午

後10時まで

2) 中学2, 3年生の起す 学習の取り組み

5. 研修方法

各隣組単位で実施

2. 主 旨 部落の歴史と差別のしくみ

を正しく知る中で、差別の 不合理や矛盾を考え、すべ ての町民が同和問題の解決 を自らの課題として正しく 認識し、社会の中に現存し ている誤った同和問題の意 識を払しょくする行動を起

場 6. 会

各隣組が定める場所

7. 対 隣組員全員 象

8. 同和教育推進員

岩見智波 山崎房吉 森口 満

会

土師五分館

					The second second
組	月 日	曜日	組長名	連絡先	開催場所
1	9月7日	月	中島勝彦	5-2694	自 宅
2	9月9日	水	石 丸 忠	5-2129	自宅
3	9月11日	金	藤川文明	5-2730	自 宅
4	9月15日	火	木 本 繁 喜	5-1804	自 宅
5	9月17日	木	松本吉広	5-1387	自 宅

参考資料

- (1) 県内公立公民館の概要
- (2) 福岡県社会教育委員の会議の建議 「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」 社会教育の振興方策について

県内公立公民館の概要

(県内公立公民館調査による) 昭和59年5月1日現在

1. 政令市・市・町村別公民館数 (総数 385館)

きなるよ	7 0 114 0 +	mr Li
両 政令市	その他の市	一 町 村
187館(49%)	79館(20%)	119館(31%)

前 種	中央館	地区館	分 館	総 計
北九州市	7	61	_	68
福岡市	5	114	_	119
その他の市	17	59	3	79
町 村	74	41	4	119
総 計	103	275	7	385

2. 政令市・市・町村別公民館職員数 (総数 1,337人)

両政令市	その他の市	町 村
697人 (52%)	240人(17%)	400人 (31%)
専 任(199%)	専任(91%)	専 <u>任</u> 兼任 (41%) (59%)

兼任(15%)

()内の数は兼任……外数

市町村 館 種	中 央 館	地 区 館	分 館	総 計
北九州市	69 人	221(2) 人	_ 人	290(2)人
福岡市	68 (7)	330		398 (7)
その他の市	87 (14)	126 (7)	6	219 (21)
町 村	105 (216)	60 (17)	0 (2)	165 (235)
総 計	329 (237)	737 (26)	6 (2)	1,072 (265)

北	九州市			職員数の()は兼任…	… 外数
番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	門司中央公民館	〒 801 門司区栄町 3-7	$\begin{array}{c} (093) \\ 332-0888 \end{array}$	S 56 • 4 • 2	2200 m²	10人
	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門 1-6-43	571-2712	S 54 • 11 • 1	1970	10
	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園 5-1-5	941-4220	S 51 • · 4 • 29	1735	10
	若松中央公民館	〒808 若松区浜町 1-1-2	751-8683	S 43 · 6 · 1	40 (事務室 のみ)	10
	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉 2-6-3	671-6561	S 26 • 10 • 15	2169	9
	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町 19-1	641-7700	S 51 • 5 • 2	2035	10
	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区浅生 2-13-7	882-4281	S 49 • 11 • 11	843	10
1	老松公民館	〒801 門司区老松町 3-1	$\begin{array}{c} (093) \\ 332-0889 \end{array}$	S 56 • 4 • 23	671	3
2	松ヶ江公民館	〒801-01門司区恒見21-1	481-0290	S 41 · 4 · 23	689	3
3	大里東部公民館	〒800 門司区下二十町 1-12	371-4419	S 48 • 5 • 13	692	3
4	大里中部公民館	〒800 ∥ 高田1丁目20-1	381-2328	S 48 • 5 • 12	703	4
5	大里西部公民館	〒800 〃 稲積1丁目3-1	381-4927	S 44 · 4 · 1	670	3
6	足 立 公 民 館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	531-3873	S 58 • 4 • 22	702	4
7	日 明 公 民 館	〒803 〃 日明4丁目3-7	571-3704	S 42 • 4 • 1	539	4
8	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S 46 · 4 · 1	677	4
9	板櫃 公民館	〒 803 〃 井堀2丁目7-4	591-8750	S 51 • 10 • 1	769	4
10	霧 丘 公 民 館	〒802 〃 黒原2丁目30-30	922-7365	S 52•12• 3	705	4
11	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S 53 · 3 · 3	705	4
12	富 野 公 民 館	〒 802 " 上富野 5 丁目 6-21	522-5233	S 53 · 5 · 6	703	4
13	篠崎公民館	〒803 ″ 真鶴1丁目5-15	571-3281	S 55 • 4 • 20	684	4
14	蒲 生 公 民 館	〒803 小倉南区蒲生 3 丁目 6-15	963-0158	S 29 · 4 · 1	153	3
15	企 救 公 民 館	〒 802 〃 北方2丁目16-7	951-0133	S 43 • 3 • 31	644	4
16	北方公民館	〒802 " 北方3丁目62-5	951-0114	S 25 · 1 · 1	209	2 (1)
17	志徳公民館	〒803 〃 大字徳力 636-4	963-3101	S 53·12· 2	709	4
18	城野公民館	〒802 ″ 富士見 3 丁目 1−3	951-0231	S 52 · 4 · 1	1327	4
19	曾 根 公 民 館	〒800-02 // 下曾根 4 丁目 23-38	471-7710	S 48 • 8 • 21	703	4
20	沼 公 民 館	〒 802 〃 沼緑町1丁目 11-19	473-2021	S 52 · 9 · 1	706	4
21	東谷公民館	〒803-01 // 大字木下704-1	451-0217	S 58 • 11 • 21	723	3
22	南曾根公民館	〒800-02 〃 大字朽網 1870	471-8566	S 56 · 9 · 30	709	4
23	湯川公民館	〒800-02 ∥ 湯川1丁目8-33	941-1751	S 55 • 10 • 16	709	4

番号	,	名		称			所	在		地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
24	横	代	公	民	館	₹802	小倉	南区横代東	更町 4	1丁目 13-1	962-1731	S52 · 9 · 2	7 1 6 m²	4 人
25	両	谷	公	民	館	∓ 803	"	大字徳	站吉 7	724	451-1138	S50 · 5 · 10	706	4
26	浅	生	公	民	館	〒 804	戸畑	区浅生2丁	一目 1	13-7	881-5688	S49•11,•11	843	3
27	-	枝	公	民	館	₹804	"	一枝1丁	目8	3-1	881-1029	S56• 4•10	505	3
28	鞘	ケ	谷公	、民	館	₹804	"	西鞘ケ谷)町3	3-17	881-1039	S55•10•24	519	3
29	沢	見	公	民	館	T 804	"	小芝2丁	一目 1	l – 4	881-5689	S35 • 5 • 13	439	3
30	Ξ	六	公	民	館	₹804	"	小芝3丁	目1	12-2	881-0958	S47•12• 6	490	3
31	天	籟	寺 公	、民	館	T 804	"	天籟寺2	了国	∄ 2 − 13	881-1028	S34 • 6 • 6	318	3
32	大	谷	公	民	館	₹804	"	東大谷 2	丁目	12-33	881-0067	S31 · 6 · 6	333	2
33	大	谷 i	西公	民	館	₹804	"	管原2丁	一目 1	12–12	881-3148	S40 • 4 • 5	293	1 (1)
34	中	原	公	民	館	〒 804	"	中原東 2	丁目	∄ 2-35	881-1038	S56 • 4 • 16	519	3
35	西	戸;	畑 公	:民	館	〒 804	"	南鳥旗町	J 3 –	17	881-2330	S50 • 8 • 1	502	3
36	東	戸;	畑公	:民	館	T 804	"	干防3丁	一目 1	1-12	881-1019	S52• 4•21	514	3
37	牧	山	公	民	館	〒 804	"	牧山4丁	一目 1	1-22	881-1041	S58• 4•20	409	3
38	牧	山 !	東公	民	館	T 804	"	丸山1丁	一目 2	2-38	881-3177	S40 • 4 • 5	310	3
39	枝	光	公	民	館	₹805	八幡	東区日の出	11]	「目 ⁵⁻ 11	661-1034	S30 • 3 • 27	714	3
40	枝	光:	北公	:民	館	7 805	"	大宮町	J 6 –	1	661-2437	S39 • 2 • 25	570	4
41	大	蔵	公	民	館	〒 805	"	大蔵2	丁目	₫ 4-13	652-3817	S29 · 7 · 2	676	3
42	尾	倉	公	民	館	T 805	"	尾倉1	ΤΕ	15-2	661-0516	S33•12•16	706	4
43	高	見	公	民	館	7 805	"	荒生田	12]	「目 3−10	651-2101	S32 • 7 • 30	733	4
44	槻	田	公	民	館	7 805	"	宮の町	J 2 J	「目2−10	651-3816	S29 • 8 • 28	647	4
45	前	田	公	民	館	T 806	"	桃園 4	11	1-1	661-1584	S33 · 8 · 1	704	4
46	八	幡大	(谷)	公民	館	7 805	"	中央2	丁目	1-1	661-1092	S35 • 9 • 10	625	4
47	穴	生	公	民	館	〒 806	八幡	西区鷹の巣	(3丁	一目 3-1	641-6026	S37• 7• 7	919	4
48	永	犬	丸公	民	館	₹806	"	大字永	く犬丈	ւ 1932–1	603-1055	S53•10• 1	725	4
49	沖	田	公	民	館	∓ 807	"	大字永	く犬す	ւ 69–3	612-3881	S46 · 4 · 5	670	4
50	折	尾	公	民	館	₹807	"	光明 2	1.1€	2-50	601-8991	S33•10•11	578	4
51	香	月	公	民	館	∓ 807	"	大字香	月 2	2652–2	617-0203	S36 • 6 • 4	881	5
52	熊	西	公	民	館	₹806	"	山寺町	∫ 6 –:	30	641-3407	S28•10•28	618	4
53	黒	崎	公	民	館	₹806	"	藤田 4			641-4106	S31 · 4 · 4	1132	4
54	上	津行	殳 公	民	館	₹806	"	大字下	上海	津役 50−4	612-3568	S34 • 5 • 23	778	2

名称の() は分館 職員数の() は兼任……外数

番号		名		称			所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
55	木	屋	頼 公	民	館	∓ 807	八幡西区	大字野	季面 77 0	617-1127	S 57 • 11 • 26	$704 m^2$	4人
56	陣	山	公	民	館	∓ 806	八幡東区	桃園 3	丁目 1-1	661-1657	S 35 • 11 • 27	582	4
57	則	松	公	民	館	T 807	八幡西区	則松 2	丁目 9-1	602-2010	S 55 • · 4 • 1	704	4
58	引	野	公	民	館	₹806	"	別所町	J 9 −1	641-2906	S 42 • 7 • 28	569	4
59	本	城	公	民	館	T 807	"	大字本	城 1812	601-8990	S 38 • 6 • 8	601	4
60	八	児	公	民	館	7 806	"	大字上	上津役 1882	613-2555	S 55 • 4 • 24	709	4
61	島	郷	公	民	館	= 808 −01	若松区鴨	生田 2	丁目1-1	791-0483	S 41 • 2 • 1	657	4

福 岡 市

東市氏	しセン	タ	_	7 813	東区	区香住丘1丁目12-1	(092) 661–1831	S 52•	7•16	3025	12 (1)
専多市	民セ	ンタ		T 812	博多	3区山王1丁目13-10	472-5991	S58•	8•26	4098	15 (1)
中央市	民セン	ノタ	_	7 810	中身	央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S 55•	3•23	3854	10 (1)
南市民	!セン	タ	_	7 815	南口	区塩原2丁目8-2	561-2981	S 53•	7•22	5058	11 (1)
西市民	きセン	タ	-	T 814	早貞	夏区百道2丁目2-1	831-2321	S 57•	2•14	4034	20 (3)
馬出	公	民	館	T 812	東区	区馬出1丁目12-33	651-0605	S 28•	4• 1	280	3
宮 松	公	民	館	T 812	"	箱崎1丁目27-17	651-2608	S 28•	1 • 1	525	2
箱 崎	公	民	館	T 812	"	"	651-7708	S 27•	1• 1	筥松共用	2
香 椎	公	民	館	7 813	"	香椎駅前2丁目13-1	661-3258	S 30•	2. 1	280	3
多々.	良公	民	館	〒 813	"	大字津屋1032-5	691-3767	S 30•	2• 1	455	4
名 島	公	民	館	〒 813	"	名島2丁目43-73	681-0155	S 31 •	4. 1	349	3
和白	公	民	館	7_{-02}^{811}	"	和白3丁目28-30	606 -3001	S 35•	8•27	281	4
香 住 .	丘 公	民	館	7 813	"	香住ヶ丘1丁目22-23	681-4704	S 37•	4• 1	290	3
千 早	公	民	館	7 813	"	千早3丁目3-6	661-3240	S 40•	7•10	265	3
志 賀	公	民	館	7^{811}_{-03}	"	大字志賀島 736-1	603-6706	S 46•	4 • 5	556	3
西戸	崎 公	民	館	$\mathbf{ au}_{-03}^{811}$	"	西戸崎 4丁目 8-33	603-0201	S 46•	4• 5	418	3
若 宮	公	民	館	7 813	"	大字松崎 2757-2	662-5454	S 51•	4 • 1	275	3
美 和	台 公	民	館	$\mathbf{ au}_{-02}^{811}$	"	美和台1丁目3-12	607-0294	S 52•	4 • 1	272	2
城 浜	公	民	館	T 813	"	城浜団地 32-2	671-6181	S 52•	4• 1	270	3
和白	東公	民	館	∓ 811 _{−02}	"	高見台2丁目400-2	607 -2442	S 53•	4 • 1	275	3
	事中有百 馬弯笛香多名口香干怎西告美城市市 医医 出松崎椎々島白住早賀戸宮和浜	事中有百 馬魯角香多名印香千志西塔美城多中市市 出松崎椎々島白住早賀戸宮和浜民民セセセ 公公公公会公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公	事中有百 馬喜角香を名の香子志西告美城市市民民 田田 松崎椎々島白住早賀戸宮和浜民セセセンン 民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民	専 中 南 市 市 市 出 松 崎 椎 々 島 白 住 早 賀 戸 宮 和 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民 民	中央市民センター 〒812 中央市民センター 〒815 南市民センター 〒814 西市民センター 〒814 西市民センター 〒814 西市民センター 〒814 西市民センター 〒812 西 格	中央市民センター 〒812 博名 中央市民センター 〒816 中央市民センター 〒816 中央市民センター 〒816 中田 日本ンター 〒817 中国市民センター 〒812 東京 日本	西市民センター 〒814 早良区百道2丁目2-1	中央市民センター 〒812 博多区山王1丁目13-10 472-5991 中央市民センター 〒810 中央区赤坂2丁目5-8 714-5521 南市民センター 〒815 南区塩原2丁目8-2 561-2981 西市民センター 〒814 早良区百道2丁目2-1 831-2321 馬 出 公 民 館 〒812 東区馬出1丁目12-33 651-0605 西 松 公 民 館 〒812 〃 箱崎1丁目27-17 651-2608 西 崎 公 民 館 〒812 〃 〃 651-7708 西 椎 公 民 館 〒813 〃 香椎駅前2丁目13-1 661-3258 西 谷 良 公 民 館 〒813 〃 大字津屋1032-5 691-3767 西 島 公 民 館 〒813 〃 在駅前2丁目43-73 681-0155 ロ 白 公 民 館 〒813 〃 在日子日子15 606-3001 西 住 丘 公 民 館 〒813 〃 香住ケ丘1丁目22-23 681-4704 田 戸 公 民 館 〒813 〃 千早3丁目3-6 661-3240 田 戸 崎 公 民 館 〒813 〃 大字志賀島736-1 603-6706 西 戸 崎 公 民 館 〒813 〃 大字本賀島736-1 603-6706 西 戸 崎 公 民 館 〒813 〃 大字本賀島736-1 603-0201 西 戸 崎 公 民 館 〒813 〃 大字本賀島736-1 603-0201 西 戸 崎 公 民 館 〒813 〃 大字松崎2757-2 662-5454 東 和 台 公 民 館 〒813 〃 大字松崎2757-2 662-5454 東 和 台 公 民 館 〒813 〃 大字松崎2757-2 662-5454 東 和 台 公 民 館 〒813 〃 大字松崎2757-2 662-5454	字の市民センター 〒812 博多区山王1丁目13-10 472-5991 S58・中央市民センター 〒810 中央区赤坂2丁目5-8 714-5521 S55・南市民センター 〒815 南区塩原2丁目2-1 831-2321 S57・西市民センター 〒814 早良区百道2丁目2-1 831-2321 S57・西市民センター 〒814 早良区百道2丁目2-1 831-2321 S57・西市民センター 〒812 東区馬出1丁目12-33 651-0605 S28・西 松 公 民 館 〒812 第651-2608 S28・西 松 公 民 館 〒812 第651-2608 S28・西 松 公 民 館 〒813 第613-1 661-3258 S30・西 松 良 公 民 館 〒813 72 72 72 72 72 72 72 7	字の市民センター 〒812 博多区山王1丁目13-10 472-5991 S58・8・26 P央市民センター 〒810 中央区赤坂2丁目5-8 714-5521 S55・3・23 南市民センター 〒815 南区塩原2丁目8-2 S61-2981 S57・2・14 写成 日本ンター 〒814 早良区百道2丁目2-1 S31-2321 S57・2・14 医出 公 民 館 〒812 東区馬出1丁目12-33 651-0605 S28・4・1 第 公 民 館 〒812 第 編帖1丁目27-17 651-2608 S28・1・1 第 編 公 民 館 〒812 第 編帖1丁目27-17 651-2608 S28・1・1 第 編 公 民 館 〒813 第 番権駅前2丁目13-1 661-3258 S30・2・1 第 4 公 民 館 〒813 7 字津屋1032-5 691-3767 S30・2・1 第 4 公 民 館 〒813 7 名島2丁目43-73 681-0155 S31・4・1 第 4 公 民 館 〒813 7 名島2丁目43-73 681-0155 S31・4・1 第 4 公 民 館 〒813 7 名島2丁目43-73 681-4704 S37・4・1 第 4 公 民 館 〒813 7 子号1 7 和自3丁目28-30 606-3001 S35・8・27 5 年 丘 公 民 館 〒813 7 子早 3 丁目3-6 661-3240 S40・7・10 5 質 公 民 館 〒813 7 大字志賀島736-1 603-6706 S46・4・5 5 質 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 百 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大字松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大子松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大子松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 館 〒813 7 大松崎2757-2 662-5454 S51・4・1 5 日 公 民 昭 和 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	中央市民センター 〒812 博多区山王1丁目13-10 472-5991 S58・8・26 4098 中央市民センター 〒810 中央区赤坂2丁目5-8 714-5521 S55・3・23 3854 南市民センター 〒815 南区塩原2丁目8-2 561-2981 S53・7・22 5058 西市民センター 〒814 早良区百道2丁目2-1 831-2321 S57・2・14 4034 西市民センター 〒812 東区馬出1丁目12-33 651-0605 S28・4・1 280 西部民センター 〒812 東区馬出1丁目12-33 651-2608 S28・1・1 525 西崎公民館 〒812

_				manager of the		71 44
番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
16	八田公民館	〒 813 東区八田 2 丁目 16-20	681-5371	S 53•12• 1	280 m²	3 ^人
17	舞松原公民館	〒 813 ″ 水谷1丁目8-30	672-2199	S 56 • 4 • 1	281	3
18	香椎東公民館	〒813 〃 大字香椎 1844-121	672-7098	S 57 • 4 • 1	281	3
19	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町 6-1	281-2245	S 29 · 4 · 1	288	2
20	奈良屋公民館	〒812 ″ 奈良屋町 1-6	271-4461	S 29 · 4 · 1	281	2
21	御供所公民館	〒 812 〃 御供所町 6-6	281-5512	S 29 · 4 · 1	263	3
22	大浜公民館	〒 812 // 大博町 7-16	281-0343	S 28 • 4 • 1	307	3
23	住 吉 公 民 館	〒 812	441-6955	S 29 · 4 · 1	267	4
24	堅粕東光公民館	〒 812	411-7792	S 28 • 1 • 1	521	4
25	千代公民館	〒812 ″ 千代1 丁目 20−11	651-0066	S 28 · 4 · 1	239	3
26	吉塚公民館	〒812 ″ 吉塚2丁目21-15	611-6320	S 28 · 4 · 1	279	3
27	東住吉公民館	〒 812 〃 博多駅前 4 丁目 ¹¹⁻	431-1271	S 27 · 1 · 1	281	2
28	席田公民館	〒 812	611-0315	S 27 · 1 · 1	460	2
29	月隈公民館	〒 816 ″ 大字上月隈847-3	503-4106	S 28 · 1 · 1	239	3
30	那 珂 公 民 館	〒 816 //	431-5993	S 35 • 4 • 1	281	3
31	板付公民館	〒 816 ″ 麦野 1 丁目 28-56	581-1117	S 22 • 3 • 4	283	4
32	那珂南公民館	〒 816 ″ 寿町 3 丁目 3 -5	571-4319	S 35 • 4 • 1	330	3
33	春 住 公 民 館	〒812 ″ 博多駅南 3丁目11−30	441-6269	S 37 • 3 • 29	281	3
34	東吉塚公民館	〒812 ″ 吉塚6丁目6-10	611-2001	S 49 • 4 • 1	330	.3
35	板付北公民館	〒 816	574-0651	S 51 • 2 • 1	281	2
36	東月隈公民館	〒 816 ″ 大字下月隈 52-175	504-1360	S 54 • 4 • 1	278	3
37	美野島公民館	〒812 ″ 美野島 2 丁目 6 −1 1	474-0070	S 54 • 4 • 1	283	2
38	三 筑 公 民館	〒 816 ″ 三筑1丁目7-32	573-4664	S59· 4· 1	331	3
39	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S 29 · 4 · 1	519	2
40	当仁公民館	〒810 〃 唐人町 3 丁目1-11	751-6824	S 28 • 4 • 1	280	3
41	簀 子 公 民 館	〒 810 // 大手門 3 丁目 10-7	712-2268	S 29 · 4 · 1	282	2
42	警 固 公 民 館	〒 810 〃 警固1丁目11-2	731-4655	S 29 · 4 · 1	281	3
43	春吉公民館	〒 810 〃 春吉 1 丁目 17-13	761-2528	S 29 · 4 · 1	288	2
44	草ヶ江公民館	〒 810 // 六本松 1 丁目 1 1 - 1	741 -7998	S 28 · 4 · 1	463	3
45	平尾公民館	〒 810	531 -6885	S 29 · 4 · 1	378	3
46	高宮公民館	〒 810 // 大宮2丁目2-11	531-0029	S 29 · 4 · 1	256	3
	·	——————————————————————————————————————				

番号		名		称			所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
47	赤	坂	公	民	館	7 810	"	赤坂2	丁目5-14	751-4691	S 29 • 9 • 1	332 m²	3 人
48	笹	丘	公	民	館	T 810	中央	区笹丘1	丁目13-41	761-7375	S 37 • 4 • 1	290 m²	3 人
49	舞	鶴	公	民	館	7 810	"	舞鶴 2	丁目6-6	771-3541	S 39 • '1 • 15	287	3
50	南	当	二 /2	、民	館	T 810	"	今川2	丁目8-21	741-9053	S 40 · 4 · 1	227	3
51	小	笹	公	民	館	〒 810	"	平和5	丁目 13-75	531-9428	S 42 • 5 • 4	202	3
52	福	浜	公	民	館	〒 810	"	福浜 2	丁目1-3	761-8060	S 56 • 4 • 1	281	2
53	Ξ	宅	公	民	館	〒 815	南区	三宅2]	目 9-16	541-1088	S 27 · 1 · 1	249	4
54	花	畑	公	民	館	7 815	"	花畑3丁	目 34-3	566-9061	S 27 · 1 · 1	315	3
55	£	Ш	公	民	館	T 815	"	向野1 J	目 3-23	541-3212	S 28 · 1 · 1	331	3
56	西	高 ′	宮グ	、民	館	7 815	"	高宮1 J	目10-16	531-4767	S 29 · 4 · 1	216	3
57	日	佐	公	民	館	7 816	"	横手3 丁	目 43-1	591-5542	S 29 • 10 • 1	532	3
58	大	楠	公	民	館	₹815	"	大楠1]	目 22-13	521-7044	S 33 · 4 · 1	274	3
59	若	久	公	民	館	7 815	″	若久1 丁	目 21-24	541-4200	S 37 · 4 · 1	281	3
60	宮	竹	公	民	館	7 816	"	五十川 1	万目14-15	431-3278	S 39 • 7 • 15	265	4
61	長伯	E西.	長住	公氏	自館	7 815	"	西長住 2	万目 4−3	551-4189	S 44 • 4 • 1	482	4
62	老	எ]	公	民	館	7 815	"	大字老司] 478-4	565-1700	S 45 • 4 • 1	274	3
63	西	花;	妣 公	、民	館	T 815	"	皿山1 J	目11-11	511-4377	S 48 • 6 • 25	267	3
64	筑	紫」	丘公	民	館	7 815	"	筑紫丘 2	丁目 22-15	512-6477	S 49•10•15	267	3
65	Ŀ	ĮŢ.	公	民	館	7 815	"	長丘2 J	目 22-23	511-0456	S 50 · 4 · 1	280	3
66	弥	永	公	民	館	T 816	// !	弥永団 地	130-2	582-4645	S 51 · 4 · 1	276	3
67	東	花;	畑 公	民	館	T 815	"	屋形原 2	丁目8-3	511-6655	S 52 · 4 · 1	272	3
68	弥	水!	西公	民	館	7 815	"	弥永2丁	目14-1	582-9620	S 57 · 4 · 1	281	3
69	東	若?	久公	民	館	〒 815	″	若久6 J	目 30-12	541-9548	S 57 • 4 • 1	281	2
70	鹤	H	公	民	館	7 815	"	大字屋形	原字栄ノ尾 ²⁻ 99	566-2593	S 58 · 4 · 1	281	3
71	技	尾	公	民	館	7 814	城南	区長尾1	丁目 3-14	871-5619	S 27 · 1 · 1	281	3
72	鳥	餇	公	民	館	7 814	" .	鳥飼4丁	目13-1	821-5227	S 28 · 4 · 1	446	3
73	别	府	公	民	館	7 814	" ;	別府1丁	目 15-19	821-7489	S 39 • 7 • 15	268	3
74	ti	隈	公	民	館	= 814 −01	"	七隈4丁	目 26-33	871-6905	S 44 • 4 • 1	349	3
75	堤	公	:	民	館	T 815	"	通井川7	丁目 21-1	863-5533	S 50 · 4 · 1	272	3
76	城	南	公	民	館	T 814	"	茶山6 J	目 21-5	8438406	S 54 • 9 • 1	290	3
77	片	江	公	民	館	= 814 −01	"	片江 5 丁	目 35—20	871-1219	S 55 · 8 · 11	281	3

												14人の	,)は兼任…	7141
		名		称			所	在		地	電話番号	建設年月	日	建物総面積	職員数
78	金	Щ	公	民	館	〒 814 −01	城南	区友丘6	1月	9-36	801-2830	S 55•10•	1	282 m²	3 人
79	南	片	江公	、民	館	T ⁸¹⁴ ₋₀₁	"	南片江	1 丁	目25-35	862-2453	S56. 4.	1	281	3
80	田	島	公	民	館	7 814	"	田島3	丁目	151-5	822-0307	S58• 4•	1	281	3
81	西	新	公	民	館	7 814	早良区	西新2丁	目10) -1 0	851-9925	S28• 4•	1	375	3
82	原	分	: 1	民	館	〒 814 −01	"	原2丁目	5 - 2	2	821-6414	S27 · 1 ·	1	573	3
83	高	取	公	民	館	₹814	"	高取1丁	目 2:	3-5	851-9705	S28 · 4 ·	1	358	3
84	田	隈	公	民	館	= 814 −01	"	野芥2丁	目 8	-1	863-7151	S29·10·	1	276	3
85	室	見	公	民	館	7 814	"	室見5丁	目 9	-23	843-9577	S38. 5.	1	300	2
86	百	道	公	民	館	7 814	"	百道2丁	目7-	-11	831-2401	S41 · 5 ·	1	270	3
87	原	西	公	民	館	= 814	"	原 5 丁目	12-	16	851-7683	S48 · 6 ·	1	281	3
88	早	良	公	民	館	∓ 811 −11	"	大字東入	.部5	79	804-2420	S50 · 3 ·	1	1064	4
89	原	北	公	民	館	∓ 814	"	南庄4丁	目 5:	2	831-7556	S53 · 4 ·	1	272	3
90	飯	倉	公	民	館	= 814	"	飯倉7丁	目 29	9-27	864-0818	S.54 · 1 ·	4	280	4
91	賀	茂	公	民	館	= 814 −01	"	賀茂1丁	目 3:	3 –7	863-7741	S55 · 4 ·	1	281	3
92	有	田	公	民	館	= 814 −01	"	大字次郎	丸 60	06-4	861-7679	S55 · 4 ·	1	280	3
93	野	芥	公	民	館	7 814	"	野芥7丁	目2	3-20	862-3119	S56 · 4 ·	1	281	3
94	大	原	公	民	館	= 814 −01	"	原4丁目	11-	12	822-0428	S57 · 4 ·	1	281	3
95	四	箇	田公	民	館	= 811 −11	"	大字四箇	520	-1	811-2180	S57 · 4 ·	1	281	3
96	飯	原	公	民	館	〒 814 − 01	"	原7丁目	3-2	1	864-4545	S59· 4·	l	281	3
97	姪	浜	公	民	館	T 814	西区	姪浜2丁	目10	0-6	881-0384	S28 · 1 ·	1	448	4
98	壱	岐	公	民	館	∓ 814	"	大字拾六	町 78	84	881-1093	S27 · 1 ·	1	252	3
99	能	古	公	民	館	〒 814	"	能古字東	657	-9	881-0873	S28 · 4 ·	1	281	3
100	今	宿	公	民	館	7_{-01}^{819}	"	今宿町1	146		806-0242	S27 · 1 ·	1	222	3
101	今	津	公	民	館	∓ 819	"	今津町1	694		806-2021	S27 · 1 ·	1	242	3
102	金	武	公	民	館	7_{-11}^{811}	"	大字金武	213	6-1	812-1967	S35 · 8 ·	27	250	3
103	周	船	寺 公	民	館	∓ 819 −03	"	大字周船	寺36	8-08	806-1371	S36• 4•	1	235	3
104	元	岡	公	民	館	∓ 819 −03	"	太郎丸1	丁目	4-15	806-5132	S36• 4•	1	270	3
105	北	崎	公	民	館	∓ 819 −02	"	大字宮の	浦19	978-1	809-1733	S36 · 4 ·	1	417	3
106	玄	界	公	民	館	= 819 −02	"	大字玄海	島 21	1 -3	809-1243	S49 · 4 ·	1	195	3
107	下	ШF	門 公	民	館	7 811	"	大字下山	門87	75-3	881-8383	S 50 · 4 ·	1	281	4
108	内	浜	公	民	館	₹814	"	小戸4丁	目11	-32	882-1371	S54 · 9 ·	1	278	3
					_								_		

名称の()は分館 職員数の()は兼任……外数

番号		名		称			所	在	地		電話番号	建設年	F月日	建物総面積	職員数
109	壱	岐	南ク	人民	館	− 814	西区	大字野方	1 – 3		812-0686	S55•	4 • 1	281 ^{m²}	3 Å
110	西	陵	公	民	館	T 814	"	大字下山	月145	4-15	891-6342	S56•	5•11	281	3
111	壱	岐	東力	公民	館	∓ 814 − 01	"	大字橋本	1038		811-2185	S57•	4 • 1	281	3
112	石	丸	公	民	館	7 814	"	大字石丸等	字クグサ	3 4	881-4983	S57•	9• 1	281	3
113	福	重	公	民	館	= 814	"	大字福重等	字道手	185	882-1839	S58•	4 • 1	281	3
114	愛	宕	公	民	館	₹814	//	愛宕4丁]11-	1 1	891-7962	S58 • 1	1-1	281	3

大牟田市

	大牟	田市中	央公	公民的	館!	∓ 836	有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S29•	5•22	3055	4
1	三川	Ⅰ地区	公	民	館	7 836	樋口町5-8	52-5957	S45•	4 • 1	493	3
2	勝立	ℤ地区	公	民的	館	7 836	新勝立町 4-1-1	51-0393	S55•	6• 1	962	3
3	(三	池	分	f	建))	T 837	大字三池629-2	53-8343	S54•	10• 1	468	2
4	(倉	永	分	f	館)	7 837	大字倉永106-12	58-3479	S48•	4 • 1	20	2

久留米市

	久留米市中央公民館	〒830 諏訪野町1830-6	$\begin{pmatrix} 0942 \\ 32-6211 \end{pmatrix}$	S26 · 4 · 1	2705	9
--	-----------	-----------------	---	-------------	------	---

直 方 市

	直	方市	中央	公臣	已館	〒822 津田町 7-20	$\begin{pmatrix} (09492) \\ 2-0785 \end{pmatrix}$	S54 • 4 • 27	2196	6
1	植	木	公	民	館	〒 822 大字植木 481	8-0143	S29·12·28	640	(2)

飯塚市

	勆	塚市	中中	公民	읦館	〒 820 西町 2 - 5 8	3	(0948) 22-3274	S42•	3•15	1156	1 (1)
1	鎮	西	公	民	館	〒 820 大字大日寺	593-16	23-3396	S45•	4 • 1	689	2
2	=	瀬	公	民	館	〒 820 大字川津 6	75-1	22-2196	S46•	3•31	935	2
3	幸	袋	公	民	館	〒 820 大字幸袋 5	0	22-1189	S47•	3•30	819	2
4	菰	田	公	民	館	〒 820 菰田東1丁	目7-45	23-6819	S48•	3•31	843	2
5	飯	塚	東公	民	館	〒 820 大字下三緒	57-86	23-6028	S49•	3•31	808	2
6	鯰	田	公	民	館	〒 820 大字鯰田 1	373	22-9293	S51•	3• 1	864	2
7	立	岩	公	民	館	〒820 新飯塚20	-30	23-6000	S49•	9• 1	1497	3
8	飯	塚	公	民	館	〒820 本町 20-1	7	22-2379	S57•	8•31	934	2

田川市

1	番号	名	称	所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
		田川市中央	央公民館	〒826 千代	町 6-3		$(09474) \\ 4-2000$	S 38 • 11 • 3	1068 m²	6(1)人

柳川市

	柳/	山市	中央	公民	館	〒 832	大字新町 5-2	$(09447) \\ 2-5478$	S26 • 6 • 2	28 435	(3)
1	柳	河	公	民	館	〒 832	大字新町 5-2	"	S26 • 6 • 2	435	2(1)
2	城	内	公	民	館	〒 832	大字本城町4-2	3-9556	S 6	131	3
3	矢	留	公	民	館	〒 832	大字矢留本町 40-1	3-8398	S10· •	180	3
4	東	宮	永公	民	館	T 832	大字佃町374	3-6793	S 3	165	3
5	両	開	公	民	館	〒 832	大字有明町 1270-5	3-6792	S42• 3•	612	3
6	昭	代	公	民	館	7_{-03}^{830}	大字田脇843	3-6790	S10· •	300	3
7	蒲	池	公	民	館	〒 832	金納547-2	3-6791	S43• 3•	218	3

山 田 市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田 4 4 3 - 1	(0 9 4 8 5) 2 - 1 2 2 2	S46• 3•31	1314	2(3)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	2-0104	S47 • 3 • 31	540	2
2	上山田公民館	〒821 大字上山田1428-6	2-1377	S42 • 9 • 30	215	2
3	大橋 公民館	〒821 大字上山田443-1	2-0224	S46• 3•31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田 3 7 6	2-1369	S50 • 3 • 31	629	2

甘 木 市

1	上	秋	月公	民	館	∓ 838	大字上秋月 1732-1	$(09462) \\ 5-0457$	S50•11•	594	3
2	秋	月	公	民	館	∓ 838	大字下秋月670	5-0458	S41 · 5 ·	909	3
3	安	Ш	公	民	館	∓ 838	大字下淵737	2-2017	S38• 3•	663	3
4	中	央	公	民	館	= 838	大字甘木 77 0 -3	2-2117	S29· ·	980	4
5	馬	田	公	民	館	T 838	大字馬田1251	2-2140	S48 • 6 •	276	3
6	福	田	公	民	館	〒 838	大字小隈 499-1 福田史所内	2-2158	S46· •	1000	3
7	蜷	城	公	民	館	〒 838	大字片延22	2-3004	S29 · 5 ·	533	3
8	金	Ш	公	民	館	∓ 838	大字屋永3266	2-2242	S42· ·	357	3
9	Ξ	奈	木公	民	館	∓ 838	大字三奈木 4260	2-3114	S54 · 3 ·	618	3

名称の() は分館 職員数の() は兼任……外数

番号		名		称		所所 在 地地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
10	高	木	公	民	館	〒838 大字黒川 3968-2	9-0750	S53 · 3 ·	428 m²	3 人
11	立	石	公	民	館	〒838 大字頓田 299-1	2-2101	S34 · 5 ·	270	3

八女市

八女市中央公民館	〒834 大字本町 5 8 6	$(09432) \\ 2-5332$	S43 • 3 • 31	1133	5
八女市東公民館	〒834 大字山内389-5	3-5276	S56• 3•31	737	2
八女市西公民館	〒834 大字新庄 385	4-5272	S54 • 3 • 31	730	2

筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井906-3	(09425) $3-2516$	S37 • 3 • 31	841	4	
--	----------	-----------------	------------------	--------------	-----	---	--

大 川 市

大川市中央公民館 〒 831 大字酒見 2 2 1 - 1 1		大川市中央公民館	〒831 大字酒見221-11	(09448) 8-0015	S49 · 2 · 15	5293	2(6)
--	--	----------	-----------------	-------------------	--------------	------	------

行 橋 市

	行机	喬市區	中央	公瓦	已館	〒824 中央1-1-2	$\begin{pmatrix} (09302) \\ 3-0650 \end{pmatrix}$	S39 · 9 · 1	899	2
1	仲	津	公	民	館	〒824 大字道場寺1439	2-1001	S47 · 4 · 1	377	2
2	椿	市	公	民	館	〒824 大字長尾 489	2-1061	S52• 4• 1	349	2
3	延	永	公	民	館	〒824 大字上津熊76	4-7401	S54 · 4 · 1	577	2
4	稗	田	公	民	館	〒824 大字下稗田 9 6 7	2-1759	S29 · 4 · 1	140	1
5	今	元	公	民	館	〒824 大字今井2092	4-3039	S29 · 4 · 1	231	1
6	泉	公		民	館	〒824 大字福富1384	2-0404	S29 · 4 · 1	180	1
7	今	Ш	公	民	館	〒824 大字宝心 8 5 7	2-1199	S48 • 4 • 1	499	1
8	蓑	島	公	民	館	〒824 大字養島180	2-5767	S46 · 4 · 1	116	1

豊 前 市

豊前	市中	央公	人民	館	〒828 八屋町大字無田 1860 -1	$(09798) \\ 2-2402$	\$51.10.10	603	3
						•			

番号		名		称		i	听	在	t	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	山	田	公	民	館	T 828	四郎大	L 2 6 3			2-2666	S49 · 3 · 30	352 m²	1
3	八	屋	公	民	館	T 828	八屋 1	381-	4		2-2775	S52 · 6 · 1	421	2
4	宇	島	公	民	館	T 828	赤熊4	8 4 - 1			2-3196	S53 · 3 · 7	445	2
5	Ξ	毛	門公	民	館	7 828	三毛門	月914-	- 4		2-2671	S37·11·15	601	2
6	黒	土	公	民	館	T 828	久路士	1179	-1		2-2670	S35 • 9 • 26	506	2
7	千	束	公	民	館	T 828	千束 1	6 7			2-2250	S57 • 3 • 25	479	2
8	横	武	公	民	館	7 828	薬師寺	£61−1			2-2669	S47 • 11 • 30	185	1
9	合	河	公	民	館	7 828 1 828 1 828 1 828	下河内	960-	- 1		8-2001	S34 • 4 • 10	456	2
10	岩	屋	公	民	館	7 828 7 −01	岩屋 1	4 3			8-2002	S55 • 2 • 29	217	2

中間市

	中間市中央公民 館	〒 809	大字中間 5883-1	(093) $246-2321$	S53 · 3 · 31	1981	18	1
- 1		200		240 2321				1

筑紫野市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	923-0415	S47 • 3 • 31	1767	8
						ų.
1	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	(092) 922-2551	S33 • 3 • 31	219	(1)
2	筑紫地区公民館	〒 818 大字筑紫 18-6	926-2913	S34 · 3 · 28	229	(1)
3	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37 • 10 • 6	216	(1)
4	山家地区公民館	〒818 大字山家 4525-3	926-2809	S45 • 3 • 31	323	(1)

春 日 市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町 2-24	(0 9 2) 581 –1 2 1 1	S42 • 3 • 29	781	7	
--	----------	---------------	-------------------------	--------------	-----	---	--

小 郡 市

	小郡市中央公民館	〒 838 大板井279-1	(09427) $2-2111$	S49 • 4 • 29	3466	1	
--	----------	-----------------------	------------------	--------------	------	---	--

名称の()は分館

大野城市

職員数の()は兼任……外数

番号	名	称	所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大野城市中	中央公民館	〒816 曙町:	2-14-1	1	(092) 501-2211	S46 • 3 • 31	2518 m²	8人

宗像市

	宗像市中央公民館	〒 811 大字須恵 3 4 8 - 2	(09403) 3-2548	S49 • 6 • 25	2041	6
1	日の里地区公民館	〒 811 日の里1丁目6	7-1587	S54 · 3 · 1	1048	2
2	(自由ケ丘公民館)	〒 811 大字自由ヶ丘 3 - 1 2 - 1 1	2-5594	S47·12· 1	528	2

那珂川町

	名 称	所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民	第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	字後野12	20	(092) 952—2092	S50 • 3 • 30	1530 m²	3(1)人
1	南畑地区公民	館 〒811 埋	金853-3		952-5316	S41•10• 1	388	1 (1)
2	那珂川北地区公民	館 〒811 片	縄5丁目	86番地	952-8852	S58 • 2 • 28	400	2
	字 美 町							
	宇美町中央公民	館 〒811 大	字字美47	02-4	933-2600	S54 • 2 • 28	1453	1 (3)
Ã	篠 栗 町							
	篠栗町中央公民館	自 〒811 大	字篠栗47	7 5 4	947 - 1454	S44 • 4 • 10	1045	(7)
į	志 免 町							
	志免町中央公民館	自 〒811 志	免 980		(092) 935—7100	S54 • 3 • 24	3570	5 (4)
	須 恵 町							
1	須恵町公民館	中 $^{811}_{-21}$ 大	字上須恵	1180-1	$ \begin{array}{c} (092) \\ 932 - 1151 \end{array} $			2(3)
2	川子地区公民食	于811 大	字上須恵	1290-34	-	S58 • 2 • 20	400	3
)	新 宮 町							
	新宮町中央公民館	自 〒811 大	字上府12	257-1	(092) 962-3261	S49 • 3 • 25	1039	(8)
4	久 山 町							
	久山町公民館	自 〒 811 大	字久原36	5 3 2	(092) 976-1111	-	-	(2)
)	柏 屋 町							
	粕屋町中央公民館	自 〒811 大	字仲原12	2.7	(092) 938—1410	S49 • 3 • 30	2273	1 (4)

									, 10.701122	7141
番号	名	称	所	i 7	E	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	古賀町中	央公民館	∓ 811 ≥	大字久保	866		(092) 944—1931	S55 • 6 • 1	2237	3
1	莚内力	地区館	∓ 811 ≥	大字莚内	883-1		942-7918	S43•	375	1
-	福 間 田	П							•	
	福間町中	央公民館	₹811 ₹	晶間町 4 (0 3 3		(0940) 43-5757	S27 · 4 ·	547	(2)
1	車 屋 崎 田	lT								
	津屋崎町戸	中央公民館	∓ 811 >	大字津屋	崎 6 9 0	-10	$\begin{pmatrix} 0940 \\ 52-1305 \end{pmatrix}$	S47•	820	(5)
	玄 海 🖽	ſŢ								
	玄海町	公民館	〒 811 →	大字江口	4 6 5		$\begin{pmatrix} 0940 \\ 62-2111 \end{pmatrix}$	-	-	(5)
	大 島 村	寸								
	大島村	公民館	= 811 ≥	大島村17	765		$\begin{pmatrix} (0940) \\ 72-2321 \end{pmatrix}$	S51 · 5 ·	916	(2)
	芦屋	HT								
	,	央公民館	₹ 807 F	中ノ浜 4	-4		2 ⁽⁰⁹³⁾ 2 ²²⁻ 1681	S53 · 8 · 31	4097 m²	(3)人
1	(山鹿/	公民館)	〒 807 ∟	山鹿 286	2		$\begin{pmatrix} (0 & 9 & 3) \\ 2 & 2 & 3 & -1 & 8 & 9 & 2 \end{pmatrix}$	S47 • 4 • 1	606	(1)
	水 巻	町								
	水巻町	公民館	₹807 >	大字頃末	780		$\begin{pmatrix} (093) \\ 201-0403 \end{pmatrix}$	S30•	1248	(5)
	岡垣	町								
	岡垣町中	央公民館	= 811 7	大字吉木	1072-	-1	(093) 282-0162	S47 • 3 • 15	1307	2(1)
	遠賀	町								
	遠賀町中	央公民館	∓ 811 →	大字今古:	賀513		(093) $293-1355$	S50 · 8 · 31	2226	4
	鞍 手	町								
	鞍手町中	央公民館	₹807	大字小牧	2105		(09494) $2-7200$	S56·10·31	2666	4 (2)
	小 竹	町								
	小竹町中	央公民館	₹820 /	大字勝野	1757		$(09496) \\ 2-0452$	S54 • 2 • 20	1580	2(4)
	若 宮	町					1 2 0.02			
	若宮町中	央公民館	∓ 822 →	7字高野	572	1)	$(09495) \\ 2-0859$	S49 · 4 · 18	1121	4(1)
1	宮 田	町						-		
	宮田町中	央公民館	〒 823 ₺	字宮田	72-1		(09493) $2-0123$	S51 • 12 • 10	1432	(7)
	桂 川	町	L				2 0123			
	桂川町	公民館	〒 820 ≯	字土居	368-2		(09486) $5-1100$	S43 · 8 · 1	865	1(1)
	嘉 穂	町	- 00				0 1100			ides vii
	嘉穂町	公民館	〒 820 ★	字牛隈	201		(09485) $7-0080$	S43 • 3 • 25	779	(4)
			00	e 9 150		9 —	1-0080	1807		

稲 築 町

一部														柳貝奶	(0)) は兼任…	7141
## 井 町	番号		名		称			所	在		地		電話番号	建設年	月日	建物総面積	職員数
## # 斯公民館 〒820 上日井466-1 (0948627) \$56·10·5 \$2580 1(5) 第 他 町 (15) 第 他 市 町 (15) 第 他 (15) 第		稲	築町	公	民	館	∓ 820 − 02	大字岩崎	有11	4 1	10.000		$(0948) \\ 42-0750$	S45•1	2•20	1488	4 (4)
第 朝 町 第 京総町中央公民館 〒820 大字長尾1340 72-2204 855・10・15 2303 (9) 税 被 町	DOVALINES	碓	井	町													
療師中央公民館 〒820 大字長尾1340		碓	井町	公	民	館	∓ 820 − 05	上臼井 4	66-	-1			$(094862) \\ 2270$	S 56 • 1	0• 5	2580	1 (5)
 砂 数 町 砂 数 町公民館 〒820 大字秋松408 24-7458 553・8・31 1935 3(6) 庄 内 町 庄 内 町 庄 内 町 庄 内 町公民館 〒820 大字秋松408 22-7 (0948) 82-1200 534・9・30 1046 2(4) 第 田 町 瀬 田 町 瀬 田 町公民館 〒820 大字郷分802-7 (09496) 82-1200 534・9・30 1046 2(4) 第 田 町公民館 〒836 大字繁水80-1 (09466) 8 537・3・31 1108 ㎡ 1(3) 人 明 倉 町 杷木 町公民館 〒836 大字繁水80-1 (09465) 8 537・3・31 1108 ㎡ 1(3) 人 明 倉 町 一 前 町公民館 〒838 大字新町450 (09465) 1 539・3・20 719 2(7) 三 輪 町 三 輪 町公民館 〒838 大字新町450 (09467) 8 549・5・ 1380 2(4) 夜 須 町 皮 須 町公民館 〒838 大字新町450 (094674) 540・5・ 1380 2(4) 小 石原村 小 石原村公民館 〒838 大字蘇町450 (094674) 540・5・ 1380 2(4) 次 石原村 小 石原村公民館 〒838 大字竣2705-2 (094674) 541・13・ 162 1(1) 宝珠山村 宝珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094674) 541・13・ 162 1(1) 京珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (0946732) 554・2・28 892 1(1) 前 原 町 前原町中央公民館 〒819 大字連は1339-1 (09202) 54・11・10 1163 3 北 変 江 公民館 〒819 大字池田599 (09202) 1 58・4・1 730 3 加 布里公民館 〒819 大字池田599 (09202) 1 58・4・1 188 3 加 布里公民館 〒819 大字池田599 (09202) 1 58・4・1 188 3 加 布里公民館 〒819 大字池田599 (09202) 1 58・4・1 188 3 最 公民館 〒819 大字池村876-4 3-2032 529・4・1 485 3 協 出 公民館 〒819 大字融持838-6 3-0078 53・1・10 299 3 恰 土 公民館 〒815 大字大門42 2-7815 537・1・10 335 3 		筑	穂	町													
一根 数 町公 民館 〒820 大字秋松 40 8		筑	徳町中	央な	人民	館	〒 820 − 07	大字長盾	313	4 0			$\begin{pmatrix} 0948 \\ 72-2204 \end{pmatrix}$	S55•1	0•15	2303	(9)
庄内町公民館 〒\$20 大字網分802-7 (0948)		槵	波	町													•
正内町公民館		穂	波町	公	民	館	T 820	大字秋松	40	8		8	(0948) 24-7458	S53•	8•31	1935	3(6)
瀬田町公民館 〒820 大字勢田1129-1 (09496)34 S47・6・1 1034 2(4) 祀 木 町 杷木町公民館 〒838 大字東水80-1 (09466)8 S37・3・31 1108 ㎡ 1(3) 人 朝 倉 町 『朝 町 公民館 〒838 大字町450 (09465)8 S37・3・31 1108 ㎡ 1(3) 人 明 倉 町 公民館 〒838 大字新町450 (09465)8 S49・5・ 1380 2(4) 夜 須 町 皮 須 町 公民館 〒838 大字新町450 (094674) S49・5・ 1380 2(4) 夜 須 町 皮 須 町 公民館 〒838 大字蘇町450 (094674) S40・3・ 1229 2(4) 小石原村 公民館 〒838 大字蘇町450 (094674) S41・3・ 162 1(1) 宝珠山村公民館 〒838 大字女子藤隈339-1 (094674) S41・3・ 162 1(1) 宝珠山村 田 宝珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094672) S54・2・28 892 1(1) 前 原 町 前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) S54・2・28 892 1(1) 前 原 町 (09202) S54・2・28 892 1(1) 市 里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S42・4・1 188 3 長糸 公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S42・4・1 188 3 長糸 公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S42・4・1 188 3 長糸 公民館 〒819 大字川村876-4 3-2032 S29・4・1 485 3 古 山 公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S33・1・10 299 3 ち 恰 土 公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S37・1・10 335 3	3	庄	内	町								-					
照田町公民館 〒820 大字勢田1129-1 (09496) 2-1034 S47・6・1 1034 2(4) 把 木 町 (29466) 2-0178 S37・3・31 1108 m² 1(3) 人 明 倉 町 (094665) S37・3・31 1108 m² 1(3) 人 明 倉 町 (094665) S39・3・20 719 2(7) 三 輪 町 (09465) S39・3・20 719 2(7) 三 輪 町 (09462) 4-7586 S49・5・ 1380 2(4) 及 須 町 (09462) 5・ 1380 2(4) 及 須 町 (094674) S40・3・ 1229 2(4) 小 石 原 村 (094674) S41・3・ 162 1(1) 宝 珠 山 村 (1940年) 「中 第38 大字飯中6425 (094674) S41・3・ 162 1(1) 宝 珠 山 村 (1940年) 「中 第38 大字宝珠山6425 (094674) S41・3・ 162 1(1) 宝 珠 山 村 (1940年) 「中 第38 大字宝珠山6425 (094672) S54・2・28 892 1(1) 前 原 町 (1940年) 「中 第419 大字龍原1339-1 (09202) S54・2・28 892 1(1) 前 原 町 (1940年) 「1940年) 「1940		庄	内町	公	民	館	∓ 820 − 01	大字網兒	80:	2 – 7			(0948) 82-1200	S34•	9•30	1046	2 (4)
把 木 町 把 木 町 公民館 〒838 大字寒水80-1 (09466) 8 S 37・3・31 1108 m² 1(3) 人 朝 倉 町 (09465) 8 S 37・3・31 1108 m² 1(3) 人 朝 倉 町 (09465) 1 S 39・3・20 719 2(7) 三 輪 町 (09462) 8 S 49・5・ 1380 2(4) 夜 須 町 (094674) 8 40・5・ 1380 2(4) 夜 須 町 (094674) 8 40・3・ 1229 2(4) 小 石原村 (1010年 (額	H	町													7.43
把木町公民館 〒838 大字寒水80-1		潁	田町	公	民	館	7^{820}_{-11}	大字勢田	111	29-	1		$\begin{pmatrix} 0 & 9 & 4 & 9 & 6 \\ 2 & -1 & 0 & 3 & 4 \end{pmatrix}$	S47.	6• 1	1034	2(4)
朝 自 町		杷	木	町													
朝倉町公民館 〒838 大字宮野2047-1		杷	木町	公	民	館	∓ 838	大字寒	k 80-	-1			$(09466) \\ 2-0178$	S 37•	3•31	1108 m²	1(3) 人
三輪町公民館 〒838 大字新町450 (09462) (4-7586 S 49・5・ 1380 2(4) 夜須町 夜須町公民館 〒838 大字篠隈339-1 (09464) (2-3121 S 40・3・ 1229 2(4) 小石原村 小石原村公民館 〒838 大字篠隈339-1 (094674) (2311 S 41・3・ 162 1(1) 宝珠山村 小石原村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094672) (2302 S 54・2・28 892 1(1) 前原町 前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) (2-2481 S 34・1・10 1163 3 1 放多江公民館 〒819 大字油田599 (09202) (2-1641 S 58・4・1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 4 雷山公民館 〒819 大字神行大字川付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3	卓	明	倉 町	Ţ													
三輪町公民館 〒838 大字新町450 (09462) 4-7586 S 49・5・ 1380 2(4) 夜須町公民館 〒838 大字篠隈 339-1 (09464) 2-3121 S 40・3・ 1229 2(4) 小石原村 小石原村公民館 〒838 大字簸栗 2705-2 (094674) 2311 S 41・3・ 162 1(1) 宝珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094672) 2302 S 54・2・28 892 1(1) 前原町中央公民館 〒819 大字宝珠山6425 (094672) 2-2481 S 34・1・10 1163 3 1 被多江公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) 2-2481 S 34・1・10 1163 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 4 雷山公民館 〒819 大字前付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3		朝	倉 町	公	民	館	〒 838	大字宮野	野204	4 7-1			(09465) $2-1111$	S 39•	3•20	719	2(7)
夜須町公民館 〒838 大字篠隈339-1	i	:	輪田	Ţ										•			
夜須町公民館 〒838 大字篠隈339-1		Ξ	輪町	公	民	館	₹838	大字新町	丁 450)			(09462) $4-7586$	S 49•	5•	1380	2(4)
小石原村公民館 〒838 大字鼓2705-2 (094674) S41·3· 162 1(1) 宝珠山村 宝珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094672) S54·2·28 892 1(1) 前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) S34·1·10 1163 3 1 被多江公民館 〒819 大字池田599 (09202) S58·4·1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字池田599 (09202) S58·4·1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S42·4·1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川村876-4 3-2032 S29·4·1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S33·1·10 299 3 5 恰土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S37·1·10 335 3	Ø	Ý	須田	ſ													
小石原村公民館		夜	須町	公	民	饀	〒 838	大字篠	畏 3 3 9	9-1			$(09464) \\ 2-3121$	S 40 •	3•	1229	2(4)
宝珠山村	/]	、石	原木	ţ												•	
宝珠山村公民館 〒838 大字宝珠山6425 (094672) 2302 S 54・2・28 892 1(1) 前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) 2-2481 S 34・1・10 1 163 3 1 波多江公民館 〒819 大字池田599 (09202) 2-1641 S 58・4・1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字神在1112 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字献持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3		小	石原	寸石	、民	館	〒 838	大字鼓:	2705	-2			(094674) 2311	S 41 •	3•	162	1(1)
前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202) 2-2481 S34・1・10 1163 3 1 波多江公民館 〒819 大字池田599 (09202) 2-1641 S58・4・1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川付876-4 3-2032 S29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字献持838-6 3-0078 S33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S37・1・10 335 3	5	足珠	山木	ţ										•			
前原町中央公民館 〒819 大字前原1339-1 (09202)		宝	珠山村	寸な	〉民	館	〒 838	大字宝斑	朱山 6	425			$(094672) \\ 2302$	S 54 •	2•28	892	1(1)
1 波多江公民館 〒819 大字池田599 (09202) 2-1641 S 58・4・1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3	l)	íj	原町	ſ													
1 波多江公民館 〒819 大字池田599 (09202) 2-1641 S 58・4・1 730 3 2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3		àú !	 原町中	央么	公民	館	∓ 819	大字前原	〔13	39-1			$(09202) \\ 2-2481$	S 34 •	1•10	1163	3
2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3																The state of the s	
2 加布里公民館 〒819 大字神在1112 2-3026 S 42・4・1 188 3 3 長糸公民館 〒819 大字川付876-4 3-2032 S 29・4・1 485 3 4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 335 3	1	波	多江	公	民	館	∓ 819	大字池日	H 599	9			(09202) $2-1641$	S 58•	4 • 1	730	3
4 雷山公民館 〒819 大字蔵持838-6 3-0078 S 33・1・10 299 3 5 怡土公民館 〒819 大字大門42 2-7815 S 37・1・10 3 35 3	2	加	布 里	公	民	館	〒 819	大字神石	E 1 1	12				S 42•	4 • 1	188	3
5 怡 土 公 民 館 〒-15 大字大門42 2-7815 837・1・10 335 3	3	長	糸 4	7	民	館	= 819	大字川作	寸87	6 – 4			3-2032	S 29•	4 • 1	485	3
	4	雷	山石	7	民	館	〒 819	大字蔵技	寺838	3-6			3-0078	S 33•	1•10	299	3
6 前 原 南 公 民 館 〒 819 現在仮事務所 4-1763 3	5	怡	土石	7	民	館	〒 819 − 15	大字大門	月42				2-7815	S 37•	1.10	335	3
	6	前	原南	公	民	館	₹819	現在仮	事務所	ř			4-1763				3

番号	名	称	e e	所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	二丈町中	中央公民	已館	〒 819 大字深江	I 1145		$(09202) \\ 5-0234$	S 45•11•30	1866	(2)
1	福吉	公 民	館	〒 819 →17 大字吉井	‡4017		6-5501	S 49 • 4 • 15	641	1(1)
2	一貴口	山公民	館	〒 819 大字石崎	奇 8 1		5-0151	S 53 • 2 • 28	650	1(1)
3	深江	公 民	館	〒 819 大字深江	I 1145		5-0234	S 54 • 11 • 30	1866	1(1)
走	摩	町		•						
1	中 央	公 民	館	〒 819 →13 大字初2	206		$(09202) \\ 7-2465$	S 33 · 4 · 1	462	2
2	桜 野	公 民	館	〒 819 〒 −13 大字桜井	‡ 5942		7-0259	S 46 • 4 • 1	388	2
3	引津	公 民	館	〒 819 大字御房	末2165-	3	8-2201	S 41 · 4 · 1	288	2
4	芥 屋	公 民	館	〒 819 〒 −13 大字芥月	屋 26 −7		8-2009	S59 · 3 · 20	493	2
吉	并	町								
	吉井町中	中央公臣	已館	〒 839 吉井町 9	983-1		$(09437) \\ 5-3343$	S48 • 3 • 20	1200 m²	(3)人
Œ	主丸	町								
	田主丸町	J中央公E	民館	〒 839 大字田三	主丸 507	-1	$(09437) \\ 2-2844$	S48 • 6 • 9	1254	(1)
海	羽	町								
	浮羽田	町 公 民	館	〒 839 −14 大字朝田	日 561-1		$(09437) \\ 7-7476$	S56• 3•23	2840	(12)
1	田籠	公 民	館	〒 839 大字田籍	着 1 1 5 1 —	1	なし	S54 · 1 · 31	334	2
2	山春	公民	館	〒 839 〒 -14 大字山は		-	なし	S53 · 4 · 25	290	2
3		公民	館	〒 839 〒 -14 大字吉月			7-7088	S53 · 1 · 23	334	2
4		公民		〒 839 大字朝日			7-2004	S42•12•20	274	2
لــــا الـ		町		-14 / (3 1/3)						
		町 公 民	館	〒 830 大字中:	3298-2		(094278) 3551	-	_	(5)
レーナ	こ刀洗						3331	l .		
			民館	〒 830 大字冨多	8819		$\begin{pmatrix} 09427 \\ 7-2670 \end{pmatrix}$	S52·12·15	1289	1(4)
—————————————————————————————————————		町		12			1 2010			
	城島	町 公 民	館	〒830 〒-02 大字楢名	車748-	1	$\begin{pmatrix} 09426 \\ 2-2111 \end{pmatrix}$	S45• 4•	1030	1(2)
<u></u>		町		1			2 2111			
	大木	町公民	館	〒830 大字八	丁牟田		$\begin{pmatrix} 0 & 9 & 4 & 4 & 3 \\ 2 & -1 & 0 & 4 & 7 \end{pmatrix}$	S53. 9.	1128	4
							2 1017			
1	大 溝	地 区	館	〒 830 大字大角	角 1852-	2	2-1104	S30· ·	27	(1)

				HIM HE WYOU		8 A 1971
番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	三潴町公民館	〒830 大字玉満2779-1	$(09426) \\ 4-3020$	_	-	1(3)
从	具 木 町		1	•		
	黒木町公民館	〒834 大字桑原244-2	$(09434) \\ 2-1111$	S47•12•12	1972	(9)
ŀ	上 陽 町					
	上陽町中央公民館	〒834 大字北川内 483-1	(094354) 3131	S 47 • 12 • 30	873	2
17	. 花 町					
	立花町中央公民館	〒834 大字谷川1111	$\begin{pmatrix} (09433) \\ 7-1522 \end{pmatrix}$	S55 · 3 · 25	1121	2
	***************************************		1 1322			
1	北 山 公 民 館	〒834 大字北山 2 6 9 2	3-4656	S49 · 3 · 31	280	1
2	白 木 公 民 館	〒834 大字白木 5 5 8 9	5-0001	S 49 • 3 • 31	280	1
3	辺 春 公 民 館	〒 834 大字上辺春 3 9 4 − 2	6-0001	S49 · 3 · 31	280	1
ΙÌ	二川 町					
	広川町中央公民館	〒 834 大字新代 1804-1	(09433) $2-1111$	S 43•12	$671 m^2$	1(1)人
	矢 部 村					
	矢部村中央公民館	〒834 大字北矢部10524-1	(094347) 2122	S 43•	221	2
,	L 星 野 村					
	星野村公民館	〒834 星野村13201-1	(094352) 3111	S 44 • 3 • 31	687	(3)
ì	L 頼 高 町					
	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄791-1	$\begin{pmatrix} (09446) \\ 2-5201 \end{pmatrix}$	S 52 • 3 • 20	2266	2(7)
			2 0201			
1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	3-3946	S 48 • 4 • 31	415	(7)
	大 和 町					
	大和町中央公民館	〒839 大字栄231	$\begin{pmatrix} 09447 \\ 6-1111 \end{pmatrix}$	S 55 • 3 • 21	2161	1
	三 橋 町					
	三橋町中央公民館	〒832 大字正行 4 6 8	(09447) $3-4489$	S 55 • 9 • 10	2141	1 (3)
1	山 川 町					
	山川町公民館	〒835 大字原町378-1	(09446) $7-0437$	S 42 • 2 • 11	710	1 (1)
,	<u>.</u> 3 Ш Ы	L.,,			l	
	高田町公民館	〒 839 大字濃施 4 8 0	(09442) $2-5595$	S 45 • 3 • 31	1169	2(1)
í	5 春 町					
	香春町中央公民館	〒 822 大字高野987-1	(09473) $2-2162$	S 50 • 10 • 31	1506	2(1)
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	(香春校区公民館)	= 822 ≰⊊ m⊤	2-6923	S 56 • 7 • 30	205	0

添 田 町

										,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2.1
番号	名		称		所	在	地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	添田町	中央	公民的	馆 〒824	大字符	5田字居月	屋敷 538	(09478) 2-0616	S 42 • 6 • 30	420	3(1)
									-		
1	津 野	公	民自	馆 〒824	大字潭	車野字屋	数6059	4-2001	S 55 • 3 • 31	352	(1)
2	彦山	公	民的	第一82	大字落	\$ 合字川原	原田800	5-0702	S 56 • 5 • 30	458	(1)
3	中元	寺 公	、民的	馆 〒824	大字甲	中元寺24	7 5	2-3404	S 56 • 6 • 20	437	(1)
3	金 田	町									
	金田町	中央	公民的	第 〒82	2 大字台	注田 1 1 5	3 - 1	$ \begin{array}{c c} (09472) \\ 2-0425 \end{array} $	S 57 • 3 • 31	1999	2(1)
-	糸 田	町									
	糸田町	中央	公民的	第 一 82	2 糸田 2	2395		$\begin{pmatrix} (09472) \\ 6-0038 \end{pmatrix}$	S 48 • 7 • 31	1172	2(2)
J	崎	町									
	川崎町	中央	公民	馆 干 82	7 大字日	日原791	-1	(09477) 2-3000	S38 · 3 ·	700 m²	1(4)人
1	下 池	町									
	赤池	町公	、民 1	館 〒82	2 大字。	歩池970		(094728)	S48 • 10 • 31	2394	1(2)
7.	」 城	町							-		
	方城町	中央	公民的	館 〒825	2 大字包	尹方448	0	(09472) $2-4300$	S48 · 7 ·	1365	(9)
	任	町							•	•,	
	大任日	町 公	: 民 f	官 〒824	大字プ	大行事 3 1	8 0 - 1	(094763) 2242	S48 • 4 • 1	1809	1(1)
办	Ŕ	村						,			
	赤村中	中央	公民的	馆 〒824	大字。	卡 4 6 5 7 -	-5	(094762)	S35 • 3 • 5	250	1
Ţ	ti H	町							•		
	苅田町	中央	公民的	馆 〒800) 京町 2	2-5		(093) 436-0061	S54 • 10 • 12	3853	3
										•	
1	小波	頼 公	民自	馆 〒800) 下新酒	‡ 467		(09302) 2-0167	S39•	133	2
2	白川	公	民的	馆 〒800					S42• 3•30	387	1
戽	11	町						•			
	犀川町	中央	公民的	馆 〒824	大字本	庄		(09304) $2-0001$	S47 • 3 • 23	875	2
B	当 山	町							•		
	勝山町	中央	公民的	官 〒824	大字具	県田79		(093032) 2092	S43•	611	1
								(Aug. 2) (Aug. 2)			
1	(諫 L	Ц 5	分 館) = 824	大字岩	岩熊117	7		S29 •	103	(1)
									L		

						HAN SEC WA		/ WARIL	7141
番号	名 称	所	在	地	電話番号	建設年	F月日	建物総面積	職員数
	豊津町中央公民館	〒 824 大字豊富	聿1118		(093033) 3111	S46 •	3•16	1481	(3)
Ħ	推 田 町								
	椎田町中央公民館	〒 829 大字高均	家字外新	開 756	$(09305) \\ 6-0251$	S47 •	2•28	1953	3
ī	吉 富 町	2							
	吉富町公民館	〒871 大字広泊	聿 4 1 3		(0979) $22-1944$	S36 •	3•31	691	1(5)
3	築 城 町								
	築城町中央公民館	〒 829 大字築地	成251		$(09305) \\ 2-0001$	S46 •	2•13	1277	1(5)
1	下城井公民館	〒 829 大字安定	武2111	-2	4-0823	S47 •	3•31	547	0
2	上城井公民館	〒 829 大字本原	主155		2-2086	S51 ·	6 • 8	551	0
· 亲	新 吉 富 村								
	新吉富村中央公民館	自 〒871 大字垂	大1325	-3	$(097972) \\ 2072$	S 49•	7•20	$995 m^2$	(3)人
1	(西吉富公民館)	〒871 緒方 5 8	8 8 - 1		2507	S 42•	3• 1	524	0
Ž	大 平 村								
	大平村中央公民館	〒 871 大字東	下		$\begin{pmatrix} (09797) \\ 2-2005 \end{pmatrix}$	S 24 •	•	580	3(2)
		•							
1.	金代公民館	〒 871 大字西河	友枝			S 40 •	•	107	1
2	小畑公民館	₹871 ″				S 33•	•	68	1
3	横川公民館	₹871 ″				S 39•	•	109	1
4	仙代公民館	₹871 ″			3120	S 42•	•	110	1
5	東上公民館	〒 871 大字東	Ŀ		4159	S 39•	•	169	1
6	土佐井公民館	〒 871 大字土化	左井		2781	S 41•	•	182	1
7	下唐原公民館	〒 871 大字下原			(0979) $23-3498$	S 31 •	•	166	1
8	小池公民館	= 871 ″				S 47 •	•	127	1

「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」 社会教育の振興方策について (建 議)

-県立社会教育総合センターの発足に際して-

(福岡県社会教育委員の会議)

福岡県教育委員会 殿

福岡県社会教育委員の会議 会 長 鑓 水 速 太

「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」 社会教育の振興方策について (建 議) -県立社会教育総合センターの発足に際して-

福岡県社会教育委員の会議では、本県社会教育の振興方策について慎重に協議を重ねてきましたが、このたび、別添のとおり結論を得ましたので、建議いたします。

目 次

はじ	めに	
第1章	社会教育の今日的な意義	71
1.	豊かな心を育てるために	71
	主体者意識の形成と自己学習力の向上	
2.	活力ある地域社会をつくるために	72
	自治意識・自治能力の向上と地域社会形成能力の啓培	
第2章	自らが行うこれからの社会教育の諸活動	73
1.	自己形成のための諸活動	73
	(1) 乳幼児期	
	(2) 少年期	
	(3) 青年期	
	(4) 成人期	
	(5) 高齢期	
2.	地域づくりのための諸活動	76
	(1) 人びとの交流や社会参加を促進する学習や活動	
	(2) 健康で文化的な地域社会づくりのための学習や活動	
	(3) 地域の環境を見直し、豊かにする学習や活動	
第3章	今後重点をおくべき社会教育の施策	80
1.	生涯教育を推進する社会教育体制の整備	80
	(1) 「生涯教育推進会議」の設置	
	(2) 生涯教育を推進する指導者の確保	
	(3) 社会教育に関する研究開発機能の充実	
2.	生涯教育を推進する社会教育事業の拡充	82
	(1) 情報提供・学習相談システムの確立	
	(2) 学習の機会と場の拡充	
	(3) コミュニティー活動等の促進	

	(4)	青少年健全育成事業の拡充	
	(5)	人権教育の推進	
3.	生狙	≦教育を推進する社会教育施設・環境の整備⋯⋯⋯⋯⋯⋯	88
	(1)	公民館の整備充実	
	(2)	図書館、博物館等専門施設の整備	
	(3)	青少年教育施設の整備拡充	
	(4)	学校施設開放の促進	
第4章	県立	社会教育総合センターの基本的な役割について	92
1.	研究	こ・開発センターとしての機能	92
	(1)	研究と開発	
	(2)	助言と援助	
2.	学習	情報サービスセンターとしての機能	92
	(1)	学習情報の提供	
	(2)	学習相談	
3.	学習	・研修センターとしての機能	93
	(1)	モデル的、広域的事業の実施	
	(2)	指導者の養成	
4.	青少	年健全育成センターとしての機能	93
	(1)	生活訓練、体験学習の場の提供	
	(2)	健全育成事業の実施	

「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる」 社会教育の振興方策について(建議)

――――福岡県立社会教育総合センターの発足に際して ―――

はじめに

生涯教育の考え方が初めて提唱されたのは、昭和40年、ユネスコの成人教育推進国際委員会であった。以来、我が国においても生涯教育に関する研究や論議が重ねられ、昭和56年6月、中央教育審議会は「生涯教育について」答申し、我が国の生涯教育の基本的な方向を示したことによって、いよいよ具体化の時を迎えようとしている。

生涯教育の考え方とは、人びとが生涯の各時期において必要な学習を適切に 行うことができるよう社会の教育・学習の機会を総合的、有機的に整備しよう とするものであり、近年の社会構造の急激な変化に対応する教育制度の在り方 として提唱されているものである。

今日、人口構造並びに社会構造の変化はますます著しく人びとの生活を大きく変えつつある。このような状況の中で、人びとは豊かで主体的に生きぬくために、自己の充実や生活の向上を図るための学習を求めており、その学習内容も多様化、高度化しつつある。このため、生涯教育の必要性が一段と強調され、なかでも、社会の動向に柔軟に対応し、人びとの多様な学習要求に対して広範な学習の機会を提供する社会教育への期待はますます高まっている。

本来社会教育は、人びとがそれぞれの要求に基づいて、自らの実際生活に必要な学習や文化、スポーツ活動を個人として、また、他の人びととの交流を通して展開し、個性と社会性と創造性を培うなど自己の向上を図るとともに、豊かな住みよい社会をつくるための自発的な営みである。これに対し、国や地方公共団体が行う社会教育行政は、これらの自発的な活動が活発に行われるようにするために必要な環境を公的に整備することを任務とするものである。した

がって、人びとの積極的な学習意欲と行政の適切な条件整備とが一体となって 推進されるときに初めて社会教育の振興が可能になるものである。

このような観点から本県の社会教育の現状をみるとき、人びとの社会教育の 諸活動は一般的には依然として受動的な傾向を脱しえず、行政の条件整備もい まだ十分とは言い切れない状況である。今こそ、生涯教育の考え方に基づいて、 社会教育の諸活動の在り方を見直し、行政の役割を明確にし、社会教育の振興 を図るための施策を総合的に展開すべき時である。その意味で、県が昭和59年 4月開所に向けて、福岡県立社会教育総合センターの建設に着手したのは誠に 時官を得たものである。

福岡県社会教育委員の会議はこのような認識に立って、昭和57年8月以来、 生涯教育を具体化するための社会教育の地域構想とその振興方策について調査 ・研究を深めてきた。ここにその結果をとりまとめ建議する。

建議では、今日の社会教育の基本的な役割を「豊かな心を育てること」と「活力ある地域社会をつくること」に資するものと規定し、人びとが自ら行う望ましい社会教育の諸活動を人間の乳幼児期から高齢期に至る生涯の発達段階に即して考察した。

また、これらの諸活動の促進を図るための社会教育行政の課題と振興方策を明らかにし、なかんずく、生涯教育推進のための中心的な施設として福岡県立社会教育総合センターに期待される基本的な役割について言及した。

建議の一つ一つの内容を実現するには、深刻な財政状況に直面している現段 階では幾多の困難が予想されるが、人びとが豊かで生きがいのある生活を享受 するための社会教育の役割の重要性を深く認識し、行政の積極的な対応を期待 するものである。

また、福岡県立社会教育総合センターについては、それが名実ともに十分に 機能するために、職員体制、施設・設備等を整備されるとともに、事業や運営 についても特段の配慮がされることを切望する。

第1章 社会教育の今日的な意義

近年の急激な社会構造の変化は、人びとの生活に大きな影響を及ぼし、それ に伴って人びとは多くの問題に直面している。

それらの諸問題に対応していくためには、人びと自らが生涯にわたって自己の生活を見直し、生きがいを見いだす学習をしていくことが必要となってきており、また、社会生活の中に学習がとりこまれ、社会全体で絶えず学習が試みられる「学習社会」の形成が要求されている。

したがって、これからの社会教育は、教育委員会等が行う啓発事業や定型的な学級・講座、あるいは特定の団体活動のみに限定された狭いわくの中でとらえていくのではなく、豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくるために、生涯教育の視点にたち、人びとが日常生活のあらゆる機会と場において行う学習・文化・スポーツ活動を総称する広義なものとしてとらえていかなければならない。

特に、社会教育は人びとの自発的な学習や活動に基盤をおくものであるから、 その振興を図るためには、社会教育に対する人びとの関心と理解を一層高めて いくことが大切でる。

また、人びとの生活が今日の技術革新に伴う交通機関の整備や情報伝達手段等の発達によって、政治・経済・文化等のあらゆる分野において広域化を迫られていることから、単に近隣社会や国内問題だけに目を奪われることなく、広く国際的視野のもとに社会教育が推進される必要があると考えられる。

1. 豊かな心を育てるために

---主体者意識の形成と自己学習力の向上---

急激な社会構造の変化は、人びとに物質的な生活の豊かさをもたらした反面、 人間性の喪失や自己中心的思潮の増加、世代間の断絶等の憂慮すべき「心の貧 困化」をひき起こしている。

このような中にあって、人びとが豊かな心を育てるためには、今日の社会の 変化に流されるのではなく、自己の生活を見直し、人間的自覚に立った生きが いのある充実した生活を実現していくことができる生活の主体者としての意識を確立していかなければならず、同時に、人びとが生涯を通して絶えず自己啓発を試み、各人の生涯の各時期における様々な課題に応じて学習していく自己学習力を高めていくことが必要である。

また、これらの主体者意識や自己学習力は、一人ひとりの問題であり、個人の努力に負うところが大きいのはもちろんである。しかしながら、人びとは地域社会の中で常に他とともに生活しており、人びとや自然・文化との触れ合いの中で刺激され、助長されるところが大きいので、これからの社会教育は個人学習の奨励とともに、人びとの社会参加を積極的に推進していかなければならない。

2. 活力ある地域社会をつくるために

人びとの生活は、具体的にはそれぞれの地域社会を基礎としており、その地域の自然環境、社会環境、文化環境や生産消費活動が、人びとの人間形成や豊かで生きがいのある生活の樹立に好ましい影響を与えるとき、初めて活力ある地域社会がつくり出されるのである。

したがって、そのような活力ある地域社会をつくるために、まず人びとは自然の豊かさを生活に生かし、人と人との心の触れ合いを大切にし、思いやりに満ちた社会風土を創造することが必要である。また、人びとが自らの地域は自ら守り育てるという自治意識・自治能力を向上するとともに、地域に伝わる文化の継承や新しい文化の創造等に取り組み、地域社会の形成者としての自覚を高め地域社会の形成能力を身につけていく必要がある。

さらに、活力ある地域社会を確かなものとするためには、人びとが相互に交流を深め、連帯意識を培い、個人として、また、組識を通して地域課題解決のための学習と活動に積極的に参加し、その成果が地域社会の発展のために生かされるものとならなければならない。

第2章 自らが行うこれからの社会教育の諸活動

我が国の社会が当面している社会的諸条件の変化については、すでに社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年)、同建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(昭和49年)、中央教育審議会答申「生涯教育について」(昭和56年)等において指摘されたとおり人口構造の変化、家庭生活の変化、都市化、高学歴化、工業化、情報化、国際化等の諸変化が生じている。

これからの社会的、教育的条件の変化の中にあって、人びとが自然的、社会的、文化的環境とかかわりながら、自己を充足し、住みよい地域環境づくりをするためには、当面する諸問題を自ら解決する諸活動を行うことが必要である。

これからの社会教育の分野においては、これらの社会変化と、人びとの多様な要求に応じて、芸術・文化活動や健康・体力増進のための活動、技術革新に対応した職業に関する学習、あるいは市民性のかん養、国際理解や国際交流の促進及び平和や人権についての学習、町づくり活動等々の課題が登場している。

これらの課題を解決するためには、生涯教育、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれに充実されるとともに、相互に連携、協力することが極めて重要である。

1. 自己形成のための諸活動

自己の形成と生活の向上を図るためには、人びとはそれぞれの年齢段階において、あらゆる学習の機会を通じて自らを高めたり、各種の情報や文化の影響を受けたりして、個人として、家庭人として、職業人として、社会人として、あるいは国際人として、それぞれの立場で主体的に生きることを求められている。

そのためには、人間が生まれて死に至るまでの間に登場してくる身体的、社会的、心理的発達課題がそれぞれの生涯の各時期に適切に達成されていくことが大切である。これらの課題はその時期に達成されないと後で達成することは困難を伴うことが多く、それぞれの年齢段階において達成されるように努める

ことが大切である。

(1) 乳幼児期

「三つ子の魂百まで」といわれるように、乳幼児期に何を学び、何を体験したかは、その人の一生に大きな影響を与えている。乳幼児期は、食べることを学び、歩くことを学び、言葉を学び、人びとを信ずることを学び、人と人との対応の仕方など、人間としての基本的態度や生活習慣を学ぶ時期である。特に、この時期には心理的、身体的、社会的な調和のとれた全人的な発達を促すことが大切であるだけに、保護の時期から自立へ向かう間の親のかかわり方が重要である。親として保護すべきは何か、教えるべきものは何かなど自立への成長を促すための親のあり方を学び、望ましい子どもへのかかわり方を学習していくことが大切である。

殊に、乳幼児期の子どもは親だけでなく、家族との触れ合いの中で成長して いくものであるから、家庭の教育的環境の醸成に十分配慮していく必要がある。

(2) 少年期

少年期の子どもたちは、乳幼児期が家庭中心の生活であったのに比べ、家庭 を離れた場での生活が多くなってくる。

この時期は、心身ともに活動性に富んだ時期であり、好奇心が旺盛で、活動意欲や持続力が育つ時期である。なかでも、友だちとの交際のあり方や家族の一員としての役割などを学び、遊びやスポーツ活動等を通してルールや身体的技能を身につけるなど自立を確かなものにするとともに、社会人としての基本的生活の第一歩を踏み出す非常に重要な時期である。

しかし、現実は、知育偏重の風潮や受験体制の影響をうけて、活動性に乏しい子どもたちが育つ傾向にあり憂慮すべき実態である。しかも、これらには親の児童観や養育態度・行動が大きく影響していることも実証されており、大人の側に望ましい子育ての在り方について学習していくことが望まれている。

また、少年期は仲間とのかかわりや自然との触れ合いも子どもの成長にとって重要であり、子ども会等の少年団体への参加を通した異年齢集団の活動体験、

自然の中での集団活動の体験、家事手伝いの体験等をすすめることによって、 自分でできることは自らすすんで行う自発性等を養う配慮が必要である。

(3) 青年期

青年期、特に義務教育終了後から成人として自立するまでの時期は、親や一般成人からの精神的独立、友人との望ましい人間関係の形成、人権が尊重される男女の在り方、身体的能力の十分な活用、社会的に責任ある行動の確立、ものの見方や考え方、価値観の確立など、将来の成人として自立するまでの準備の時期である。この時期は、社会全般の影響を強く受けつつ、多くの失敗や成功の経験を積み重ねながら、自己の確立に努め、その能力や個性に基づいて行動する時期である。

一方、この時期は情緒的に不安定な時期であり、したがって、社会教育の分野においては団体やグループ・サークル活動などに積極的に参加するなどして、親や地域の成人たちの適切な指導や助言を求めて、集団の中での自己の確立を図ることが大切である。

(4) 成 人 期

成人は社会を構成する中心的な存在である。それだけに、成人が行う諸活動がどのような形で行われるかは、社会全体に与える影響が非常に大きい。

成人期は、大人としての市民的・社会的責任の達成、一定の経済生活の維持、 責任ある子育て、家族や自らの健康と体力の維持増進、高齢期へ向けての適応 方法など自分自身のことと同時に社会的責任が課せられる時期である。

したがって、教養を高め情操を養う学習や体育・レクリエーションに関する 学習、家庭教育の在り方に関する学習、職業に関する知識・技術の学習、市民 意識・社会連帯意識を高める学習、あるいは国際的な知識や感覚・理解を高め る学習などの社会を担う者としての基本的な学習や活動を深めていく必要があ る。

しかしながら、この時期はこれらの課題解決の学習を行う上で、生活上、職業上種々の制約を受けることが多いので、日ごろから自由な時間を学習や活動

に充てていこうとする姿勢が大切である。

婦人の場合は、以上のような成人期の学習課題のほかに、社会の変化や婦人自身の生活周期の変化に対処するため、人生の長期にわたる生活設計能力を伸ばす学習をはじめ、消費生活に関する学習や家庭生活の設計並びに運営に関する学習、家族や婦人自身の健康管理に関する学習、子育てに関する学習、あるいは就労機会の増加に伴う就労婦人としての学習などを通して、婦人の自立を達成することが重要な課題となってきている。

婦人の自立を助長する状況や婦人自らが学習できる条件は十分とはいえない 状況にあるので、婦人の自立と学習活動を容易にする個人的、社会的条件づく りについて自主的に取り組む必要がある。

(5) 高 齢 期

一般的に、高齢期は職業や子育てから解放された存在として、ややもすると 社会の第一線から退いた立場に自らを置きがちである。

したがって、老後の積極的な生きがいを見いだすためには、余暇の有意義な活用を図り、健康の維持に努め、生活の安定を図り、社会の変化に適応する能力を養うとともに、家庭や地域における高齢者の役割を自ら確立することが必要である。

そのためには、若い世代の理解、レクリエーション等を通しての仲間づくり、 地域社会における子ども会等の指導、趣味や教養に関する活動や学習、その他 各種の奉仕活動等に取り組むなど、成人期までに培った知識や技術・能力を社 会の中で活用したり、高齢期に適した諸活動へ積極的に参加していくことが大 切である。

2. 地域づくりのための諸活動

人びとは、地域社会の中で個として存在すると同時に、常に自然環境、社会環境、文化環境と触れ合いながら生活を営んでいる。

しかしながら、今日の社会の変化は、地域連帯意識や地域の教育力を減退さ

せ、自然破壊や世代間の断絶などの好ましくない状況をつくり出している。

これらの現状を改め、豊かで住みよい地域社会づくりを行うためには、一人 ひとりが自己を高めると同時に、相互の望ましい人間関係を育て、共に健康で 文化的な生活を享受できる環境が必要であり、人びとの触れ合いや調和を基調 とした人権尊重や福祉の増進を図る社会的風土をつくりあげていくことが大切 である。

そのためには、人びとが自発的に学習や諸活動に参加し、自らの手で地域づくりを推進していく意欲や姿勢が確立されなければならない。

また、これからの地域づくりは、近隣社会の動きだけでなく社会全体の動向と深いかかわりをもっているだけに、国全体、さらには国際的視点にたって、 広い視野のもとに推進されていく必要がある。

(1) 人びとの交流や社会参加を促進する学習や活動

社会の変化とともに低下した地域連帯意識や地域の教育力の強化を図ることは、豊かで住みよい地域社会づくりを行う上で重要な課題である。

このような課題の解決を図るためには、生活基盤である地域社会の中で、人びとの触れ合いや交流を深めていく機会や場を自らが求めていくとともに、それらの機会や場を通して、個人や地域がかかえている課題を掘り起こし、解決を図ろうとする姿勢をつくり、意欲を高めていくことが大切である。

また、人びとがもっている経験や知識が、自己の生活だけでなく地域社会の発展のために生かされるような学習や活動が推進され、それに人びとが積極的に参加するようにしなければならない。

さらに、これらの人びとの交流や社会参加を促進する取り組みは、身近かな 近隣社会だけにとどまらず、広く国内や国際社会まで配慮したものに発展する 必要がある。

(2) 健康で文化的な地域社会づくりのための学習や活動

今日の高学歴化社会の進行や高齢化社会の到来、自由時間の増大等によって 人びとの間に、教養や趣味のための学習や心身の健康のための諸活動、芸術・ 文化の鑑賞や創造などの学習や活動に関する欲求が高まってきており、その内 容も多様化、高度化している。

これらの欲求を満たすためには、人びとが日ごろから心身の健康に留意し、 教育・文化に対する理解を深め、地域が共有するあらゆる教育機能を活用しう るよう心掛けるとともに、人びとが相互に協力して環境づくりに取り組む必要 がある。

特に、人びとの心身の健康は諸活動を行う上での基本となるものであり、その維持増進のためには、一人ひとりが常に健康についての学習を行い、体育・スポーツ・レクリエーション活動等に積極的に参加し、地域ぐるみの活動として、コミュニティースポーツやコミュニティー健康教育を推進していかなければならない。

また、地域に伝わる文化を享受し、継承していくとともに、新しい文化の創造を図る活動を積極的に推進し、それらの活動を通して自己の充実や生活の向上を図り、心身ともに健康な生活と文化活動との調和のとれた地域づくりが行われる必要がある。

(3) 地域の環境を見直し、豊かにする学習や活動

技術革新に伴う工業化や情報化、都市化等の現象は、単に産業や人口の都市 集中をもたらしただけでなく、農山漁村等においても画一的な都市的生活様式 を広げ、地域の特性を見失わせる傾向にあり、同時に、自然破壊、公害、交通 災害など人びとの生活に好ましくない現象をもたらしている。

また、自己中心的な思潮を助長したり、人間疎外の問題を深刻化させたり、 個性や自我を喪失した受動的人間の増加傾向をつくり出したりしている。

これらの諸問題を解決していくためには、一人ひとりが自分たちの生活環境を見直し、地域が有する自然的、社会的、文化的環境の特性を生かしながら、地域の実態に応じた形で環境づくりに積極的に取り組む必要がある。また、これらの取り組みのためには、地域に住む人びとが、日常的に温かい心の触れ合いのある人間関係、思いやりに満ちた社会的風土をつくっていく意欲をもつことが不可欠である。

なかでも、人権尊重や福祉の増進を図る諸活動は、このような社会的風土を支える基本となるものであり、これからは、基本的人権尊重の精神や相互扶助の精神に基づいた人びとの交流や社会参加が積極的にすすめられなければならない。

第3章 今後重点を置くべき社会教育行政の施策

社会教育が真に人びとの自己充足と地域社会の向上に資するものとなるためには、社会教育行政の施策が社会の動向や人びとの実際生活に柔軟かつ効果的に対応して展開されなければならない。そのためには、まず、社会に存在するあらゆる教育機能を総合的、有機的に整備しようとする生涯教育の視点に立って、社会教育の地域構想を確立していく必要がある。今後の社会教育行政の施策は、人びとの生活のあらゆる機会と場所において行われる自発的な教育・文化活動を促進していくための環境の整備に一層重点が置かれるべきである。

なかでも青少年の健全育成と人権尊重の教育の維進は、緊急な今日的課題であり社会教育行政の重点事項として位置づける必要がある。

1. 生涯教育を推進する社会教育体制の整備

(1) 「生涯教育推進会議」の設置

近年、人びとの多様な教育・文化活動に対する関心と学習意欲の高まりに対応して、県内には学校教育や社会教育の場に限らず、他の行政部門においても 職業訓練、福祉、青少年対策、婦人対策、コミュニティー対策、農山漁村後継 者対策、消費者教育等の一環として、教育またはこれに類する啓発、相談、情報 提供などの事業がかなり広範に行われている。

また、民間においても、社会教育関係団体をはじめ各種の団体活動のほか、 企業内教育、マスコミや教育産業による教育・文化事業など多様な学習の機会 が用意されるようになってきている。

これら広く県民を対象とする教育・文化事業が効果的に機能するためには、 教育関係機関はもとより、関係行政機関、民間団体、企業、マスコミ等が連携、協力していくことが望まれる。このため、県教育委員会が中心となって、知事部局、関係機関、団体並びに学識経験者等で構成する「生涯教育推進会議」を設置し、相互に連携、協力して生涯にわたる学習機会の現状と課題を分析し、新しい事業や学習プログラムの開発を図るなどして、県内の生涯教育推進のた めの事業が総合的的、効果的に行われるよう努めるべきである。

さらに、「生涯教育推進会議」は市町村の段階においても設置されることが 望ましいので、県としては研究指定市町村を設けるなど設置促進のための措置 促進のための措置を講じ、県と市町村が一体となって生涯教育の事業を推進し ていくための体制を整備すべきである。

(2) 生涯教育を推進する指導者の確保

生涯教育を県民の学習運動として展開していくためには、各種の広報活動を 通じて人びとの関心を高め、学習意欲を喚起していくとともに、その推進役を 担う指導者を豊富に確保することが必要である。この場合の指導者としては、 生涯教育に関して豊かな識見をもつ学識経験者のほか、教育・文化事業を行う 団体・グループのリーダー、教育機関、行政機関、企業、マスコミ等の関係者、 あるいは、教育・文化活動に関して専門的な知識と技術を有する民間ボランティアなど、幅広い層が考えられる。

このような指導者が地域や職域等において生涯教育の推進に積極的な役割を 果たすため、県としては、生涯教育に関する専門的な研修講座を開設し、指導 者の計画的な養成を図るとともに、指導者が相互の連携を密にし、生涯教育に 関する情報や経験を交流しあい、共同して調査研究を行うための機会と場を設 定すべきである。

また、これらの指導者を市町村が行う社会教育の事業や民間団体の活動等に 有効に活用していくためには、指導者と学習者とを結ぶ市町村の社会教育主事、 公民館主事等の役割が一層重要である。

このため、県は、人びとの自発的学習の推進役を担う指導者に関する情報を 継続的に市町村に対して提供する方策を確立するとともに、市町村の社会教育 主事、公民館主事等の資質の向上に資するための研修事業について、その内容、 方法等の抜本的な改善を図るべきである。

(3) 社会教育に関する研究開発機能の充実

人びとの実際生活に即し、多様化、高度化する学習要求に対応して柔軟性に

富んだ社会教育の諸活動を促進するためには、学習の機会と場所が日常生活の 身近かなところに豊富に用意されるとともに、その内容や方法等について一層 の工夫と配慮が求められる。

これまでにも社会教育の展開に当たっては、事業の企画、学習プログラムの編成、団体の組織と運営、教材の開発等についてさまざまな工夫と改善が試みられてきたが、今後は、学習情報の提供、学習相談などの新しい分野をも含めて、社会教育の事業の充実を図るための研究が一層推進される必要がある。

このため、県においては、社会教育に関する研究開発を行うための恒常的な機関を設置し、文献、関係資料等を収集、整理し、基礎的、実証的な調査研究活動を実施するなどして、その成果を市町村、団体、指導者等に広く提供すべきである。

また、県は、市町村や団体が行う社会教育事業の充実に資するため、モデル 事業の企画、実験地区の指定、学習教材や資料の作成など先導的な役割を果た すべきである。

2. 生涯教育を推進する社会教育事業の拡充

(1) 情報提供・学習相談システムの確立

近年、新聞、テレビ、ニューメディアなどの情報伝達手段の発達は著しく、 人びとははん濫する情報の洪水に流され、自我と個性を見失い、価値感の混乱 や対立が顕著になっている。

このような情報化社会と呼ばれる現象のなかで、人びとが自らの学習意欲を 高め、効果的な自己開発を行うためには、学習に必要な情報が豊富に、しかも 適切に提供されることが前提となる。

このような情報の提供は、社会教育行政のなかでは従来ややもすると見すごされてきたきらいがあるが、人びとの日常生活のあらゆる学習活動を促進する上で、最も重要な社会教育行政の一つとして認識されるようになってきており、早急にその体制を整備することが求められている。

このため、県は、「学習情報サービスセンター」を設置し、新聞社、放送局、

大学等の教育機関、行政機関あるいは市町村の社会教育施設等と十分に連携を とって、人びとが求める各種の学習情報を収集、整理し、広く県民に対して提 供すべきである。

その際、収集、提供する情報としては、社会教育、文化、スポーツ施設の利用等に関する情報、教育機関、行政機関、民間団体等が行う学習機会に関する情報、社会教育関係団体、グループ・サークル等の活動状況に関する情報、団体活動や学習活動に活用する指導者及び教材等に関する情報などがある。

また、学習に関する多様な相談に応じるため、「学習情報サービスセンター」に学習相談員を置き、情報提供と学習相談を結ぶシステムを確立する必要がある。

さらに、地域の中心的な社会教育施設である公民館、図書館等に学習相談に応ずる体制を整備し、県が設置する「学習情報サービスセンター」と有機的に連携して情報提供、学習相談を行うなど、全県的な情報・相談機能のネットワークの整備に努めるべきである。

(2) 学習の機会と場の拡充

社会教育における学習の形態には、人びとが図書、放送などの学習媒体や図書館、博物館などの資料を活用して進める個人学習と、学級・講座や講習会などのように複数の人びとが集まって進める集合学習とがある。これまで、ややもすると社会教育の学習の機会と場は、公民館が行う学級・講座や社会教育関係団体が行う活動に比重を置いて考えられてきたきらいがあるが、今後は、それらの拡充を図るとともに、人びとの多様な生活実態と学習要求の多様化、高度化に対応した学習の機会と場の拡充が図られなければならない。

成人の場合は特に、生活上、職業上の制約が学習を阻害する一因ともなっているだけに、成人が学習に参加し易い条件を整備することが大切である。

このため、県は、社会教育施設の整備、学校施設の開放、施設利用の改善などについて市町村に対する援助を強化するとともに、放送やニューメディアと呼ばれる情報媒体を活用した社会教育事業の拡充や図書館のレファレンスサービスの充実などを図るべきである。

また、大学、高等学校等の開放講座や図書館、博物館、研究所等の専門講座などそれぞれの機関がもつ専門的な機能を活用した学習の機会の拡充を図るべきである。

さらに、職業をもつ成人の生涯学習を推進するために、職業教育、職業訓練と連携した学習の機会の拡充方策について関係行政機関、団体等との協議を進めるとともに、企業に対して、勤労者が学習活動や地域での社会教育の諸活動に参加する際の勤務上の特別措置を講ずるよう協力を申し入れることなどについて検討を進めるべきである。

(3) コミュニティー活動等の促進

地域づくりのための社会教育の諸活動は、これまで主として公民館の活動や団体、グループなどの活動を中心として進められてきたが、今後は、地域のすべての人びとが相互に交流を深めそれぞれの立場から積極的に参加し、自らの地域は自ら守り育てるものとして展開されなければならない。このような地域活動を促進するために社会教育行政においては、ふるさとの将来を考える住民シンポジウムの開催、郷土に伝わる生活文化の学習会、あるいは地域ぐるみで行う奉仕活動や生産活動などを通して、人びとの自治意識を高め、地域連帯意識の啓培を図り、新しい地域社会の創造に資するための事業を積極的に実施する必要がある。

地域社会における青少年団体、婦人団体、PTA、文化団体、スポーツ団体等は、それぞれの活動を通して自己の充実向上を図り、住みよい豊かな地域社会の形成を目指しているものであり、これらの団体活動の促進を図るための助言、援助は社会教育行政の重要な分野の一つである。これら団体活動の基本は自主性にあり、それを尊重する意味から行政の助言、援助は一方的な指導や指示であってはならず、あくまでもこれらの集団活動の活性化に必要なリーダーの養成や情報・資料の提供、相談機能の充実など側面的な条件整備を行うべきである。

現在、県や市町村では、各種の団体のリーダー養成のための事業が広範に実施されてはいるが、県と市町村、団体との連携は必ずしも十分ではなく、研修

のあり方にも一貫性が欠けていることが指摘される。

このため、県は市町村や団体と協力して、リーダー養成に係わるそれぞれの 役割を明確にし、系統的なリーダー養成のための研修規準等を作成するなどし て、団体活動の活性化を図るべきである。

自らの経験や知識、能力を生かして社会的に活動するボランティア活動は、 最近、各地で取り組まれるようになってきている。ボランティア活動は、活力 ある地域社会づくりのための活動であるばかりでなく、参加者自体の生きがい を高め、自己の成長に貢献する活動として大きな意義をもっている。現在、県 や市町村で、青少年、婦人、高齢者のボランティア活動を促進するための事業 が進められているが、今後は、これらの事業の拡充を図るとともに、ボラン ティア活動に関する人びとの関心を高め、意欲のあるすべての人びとにボラン ティア活動の機会と場を紹介するシステムを確立する方策を検討すべきである。

(4) 青少年健全育成事業の拡充

最近の青少年の非行・問題行動の激増は、我が国の大きな社会問題の一つとなっている。特に、本県の場合、青少年人口に対する刑法犯少年の割合が全国でも上位を占めるなど極めて憂慮すべき状況にある。その原因、背景についてはさまざまな要因が複雑に作用していると考えられるが、なかでも、家庭における子どものしつけ、親の養育態度・行動に重要な要因の一つがあるといわれている。都市化、核家族化、家庭における子どもの数の減少などの状況のなかで、家庭における子ども同士や世代相互間の接触による陶冶の機会が少なくなり、基本的な生活習慣のしつけ、社会性や耐性のかん養など家庭の本来的な役割が十分に果たされていない。

県教育委員会が実施した家庭教育に関する調査(昭和55・57年)によっても、かなり多くの親の養育態度・行動に過保護、過干渉、放任の傾向があることが実態として明らかにされており、それだけに、家庭の教育機能の充実や望ましい親の養育態度・行動等に関する学習活動や啓発活動が積極的に推進される必要がある。

このため、県は、家庭教育に関する相談の窓口を設け、「家庭教育カウンセ

ラー」を置くなどして、電話や面接による相談にいつでも適切に応えられるような体制を整備すべきである。また、資料の発行や研究集会の開催など啓発活動の推進を図るとともに、特に家庭教育学級や PTA の懇談会等学校教育との協力を促進するために関係者相互の協議をすすめ、社会教育、学校教育が連携して行う事業を検討するなど総合的な施策の展開を図るべきである。

青少年にとって最も身近かな活動は、近隣社会での友だちとの遊びであり、遊びの仲間が拡大し組織化されたものが、団体・グループ活動である。これらの団体・グループ活動には、スポーツ、レクリエーション、文化、科学、生産、創作、社会奉仕などさまざまな内容があるが、子どものかくされた能力や資質を引き出し、社会的ルールを身につけさせるなど教育的な効果が大きいところから積極的に推進される必要がある。特に今後は、地域で行われる各種の行事や郷土の文化の伝承活動に青少年が積極的に参加するようにすすめ、あるいは、郷土の歴史、産業、生活、文化等について青少年が学ぶ「ふるさと学習」を促進する施策を講じるなど、青少年に郷土に対する愛着心を育て、郷土の担い手としての自覚を高めることも重要である。また、少年自然の家、青年の家等がそれぞれの施設の環境と特色を生かして青少年が日常生活のなかでは体験できない生活体験や自然とのふれあい、野外での訓練の機会を提供することも、青少年の健全な育成を図る上で重要であり、県、市町村及び施設の一体的な取り組みが望まれる。

(5) 人権教育の推進

一人ひとりが人間らしく生きていく権利は世界人権宣言や日本国憲法で保障 されているが、現実の社会では、同和問題、障害者問題、高齢者問題、婦人の 性差別、民族問題等人びとの基本的人権を侵すさまざまな問題が生じている。

社会教育行政においてはこれらの問題を解決するための諸施策を講じてきたが、今日もなお人びとの人権を侵す差別事象が続出していることは、人権問題について人びとの理解がいまだ十分でないことを示している。

社会教育は本来個人の学習要求を前提としてなされるものであるが、人権意識が不十分と言わざるを得ない現状では、解決しなければならない重要課題と

して、人びとの人権思想の高揚を図るための啓発活動を、社会教育を通じて徹 底させていく必要がある。

なかでも、同和問題は同和地区の人びとの市民的権利と自由が歴史的・社会 的な理由によって侵されるという重大な社会問題であり、同和問題の解決を図 ることは行政の責務である。

これまでの啓発活動においては、同和問題が自らの生き方にかかわる問題として、あるいは人間の尊厳にかかわる問題として人びとに自覚されなかったことを反省し、今後の取り組みを展開していく必要がある。

社会教育における同和問題の啓発活動の場としては、従来通り、各種の学級、講座、講演会、研修会等があるが、その啓発内容、手法は従来ややもすれば公式的、画一的になりがちであった。今後の啓発活動は、人権尊重の視点をふまえた幅広い内容と身近かな生活課題をとり入れ多様な手法を駆使して、わかりやすく、系統的、計画的になされるようにすることが大切である。

また、これら同和問題の解決をめざすには、人々が生活する家庭や地域との 関連を考える必要がある。人びとが人権について、いつでも、どこでも、正し く語り合う社会的風土をつくることが大切であり、その風土の中から、共に生 きるという理念に基づいた人びとの合意が得られ、地域の連帯意識も生まれ、 同和問題解決のための基本的条件がつくられるのである。

人権教育を推進するに当たっては、同和問題をはじめ、障害者問題、婦人の性差別問題、民族問題等人権の保障にかかわる差別問題について深い理解と認識を持った地域指導者の存在は不可欠であり、その養成は、行政職員の研修とともに急務の課題である。

このため社会教育行政においては県教育委員会はもとより市町村教育委員会 や社会教育関係施設、及び関係団体がそれぞの役割を明確にするとともに、連 携をより密にし、一体となって人権思想の普及と人権教育推進のための総合的 施策を講ずる必要がある。

3. 生涯教育を推進する社会教育施設・環境の整備

(1) 公民館の整備充実

公民館は、地域における社会教育の中心的な施設として、人びとの多様な集会や活動の場として活用され、また、各種の学級、講座や講演会、講習会、展示会等を開催し、体育及び文化に関する事業を実施するなど、地域文化の振興と地域連帯意識の醸成等に大きく貢献してきた。その役割と成果は高く評価される。

今日、公民館には、地域における生涯教育推進のための学習センターとして の役割が期待されているとともに、新しい地域社会の形成を図るコミュニティ ーセンターとしての役割が改めて重視されている。

しかしながら、県内の公民館の整備状況は必ずしも十分ではなく、未設置の市町村や地域も残されており、施設内容や職員の配置状況等において不十分な公民館も数多く残されている。また、公民館の基本的な役割に基づいて事業の改善充実を図ることも必要である。このため、県は、公民館の適正な配置を促進し、施設、職員等の充実を図るため、公民館の整備充実に関する具体的な基準を示し、市町村に対する行政指導と財政措置の強化を図るべきである。また、自治(町内)公民館との関係を含め、公民館が地域における生涯教育の中心的な拠点として、社会連帯意識を醸成する場として機能していくための在り方について具体的、実証的な研究を進め、公民館の運営改善を図るための指針を作成すべきである。

(2) 図書館、博物館等専門施設の整備

人びとの教育・文化的な要求が一段と高まっている今日、図書、資料、記録等を系統的に収集、整理して利用に供し、人びとの生活に必要な知識や情報を提供する図書館の役割は極めて大きいが、県内の市町村の設置状況は全国的にも低く、多くの市町村では閲覧サービスを主とする公民館図書室に依存しているのが現状である。

今後は、市町村立の図書館の設置や、市町村の学校、公民館、公共施設及び

地域文庫等を結ぶ図書館サービス網の整備を図るなど、人びとが、いつでもどこでも図書館サービスが受けられるような体制を確立するとともに、県立図書館と大学図書館、議会図書館等との連携を強化し、人びとの専門的な調査研究活動や多様なレファレンスに応えていく必要がある。

このため、県は、市町村の図書館の設置促進を図り、図書館サービス網の整備を図るための具体的方策について検討を進めるとともに、県立図書館の市町村に対する指導援助機能やレファレンスサービス等について一層の充実を図るべきである。

博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する貴重な資料を収集、保管、展示し、人びとの学習や調査研究活動を援助する実物教育機関である。 博物館は、その取り扱う資料の内容に応じて、科学博物館、歴史博物館、美術館あるいは総合博物館等の館種に区分されるが、本県の場合、その整備状況はいずれをとっても他県に比べて著しく立ち遅れているのが現状である。

人びとが余暇を活用して、郷土の歴史や自然を学び、先人の残した貴重な文 化遺産をたずね、優れた芸術作品を観賞して豊かな情操を養い、科学技術の原 理にふれて創造性を培うことなどは、豊かな心を育くみ、文化的な地域の土壤 をつくる上で欠くことのできないものである。

したがって、県は博物館の地域配置構想を策定し、市町村や関係団体等と協議してその計画的整備のための作業に着手すべきである。

特に、科学技術の進歩の著しい現代社会において郷土産業の振興と豊かで活力ある地域社会を創造するためには、豊かな知性と創造性に満ちた人材を育成する必要がある。そのため、青少年の心に科学へのロマンを育くみ、明日の地域社会と産業を支える科学技術の未来を開発する力を養うことを目的とする「青少年科学館」(仮称)を設置することを検討すべきである。

また、県立美術館の整備については、福岡県文化会館改築検討委員会の報告の趣旨を踏まえ、郷土にゆかりのある作品を収集、展示し、複製や視聴覚教材を活用した美術教育や美術に関する情報の提供を行い、あわせて、県民の創作活動の発表、交流の場として活用できる特色ある美術館構想に基づき、早急に改築に着手すべきである。

さらに、視聴覚センター、視聴覚ライブラリー等の専門施設の整備について も調和のとれた全県的ネットワークを十分考慮し、長期的展望に立った整備計 画を策定すべきである。

(3) 青少年教育施設の整備拡充

心身ともに健全な青少年の育成を図るためには、社会教育の場において、家庭や学校では期待しにくい生活体験、例えば、自然の中での遊びと鍛練、年齢の異なる集団の中での役割分担や共同意識に立つ生活訓練などを得させることが大切である。この意味で、自然の中での集団宿泊研修を通じて規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うことを目的とする青年の家、少年自然の家、野営訓練所などの青少年教育施設の果たす役割は極めて大きい。

しかしながら、県内のこれらの施設は、絶対数において不足し、また内容が不十分な施設が多いために、利用する学校や青少年団体の要望に十分に応え得ない状況にある。加えて、今後は、文部省の「自然教室」構想にみられるように、小・中・高等学校などの学校利用の大幅な増加が見込まれるところから、これらの施設の整備拡充を望む気運が高まっている。

このため、県としては、今後の県内の青少年教育施設の整備拡充方策について基本的な方針を定め、市町村との協力のもとに計画的な施設整備を推進する必要がある。

その際には、関連施設をも含めた全県的な施設の配置状況等を考慮に入れ、 青少年が簡便に利用できる施設として、自然との触れ合いのみならず地域の人 びととの交流、地域の文化や産業との触れ合いを可能にするような施設づくり に取り組むべきである。

(4) 学校施設開放の促進

人びとの学習や活動は、生活の場である居住地周辺で行われることが多く、 身近かな施設として公立公民館や自治(町内)公民館が活用されているが、決 して満足のいく状況ではない。

このような意味から、身近かにある学校施設を開放し、人びとの体育・レク

リエーション、子どもたちの遊び場等として活用できるよう整備していくこと が望まれる。

しかしながら、運動場や体育館などの学校体育施設の開放状況は必ずしも十分ではないので今後一層施設の開放を促進していくとともに、管理上の困難性はあるとしても、これからは、体育施設だけでなく、特別教室や学校図書室等の開放も併せて考えていく必要がある。

また、新たな小・中・高校の建設の際には社会教育施設を併設するなどして、 学校施設との共同利用可能な施設づくりを積極的に推進していく必要がある。

第4章 県立社会教育総合センターの基本的な役割について

県立社会教育総合センター(以下「総合センター」という。)は、本県の生涯教育を推進する中心的な機関であり、県民の多様な教育・文化要求に応えて活動の機会と場を提供するとともに、市町村や団体、関係機関等の社会教育事業を援助することを基本的な性格とする施設である。

このため、総合センターは次のような機能を果たす必要がある。

1. 研究・開発センターとしての機能

(1) 研究と開発

総合センターは、生涯教育の総合的な推進に資するため、「生涯教育推進会議」を主宰し、大学、高等学校等の教育機関、関係行政部局、民間団体、企業、マスコミ等との連携を図り、新しい事業や学習プログラムの開発等を行う。また、社会教育の内容、方法に関する実践的な調査研究を行い、市町村のモデルとなる事業の開発を行う。

(2) 助言と援助

総合センターは、調査研究の成果に基づき、市町村に対して社会教育計画の 策定、社会教育事業の企画、社会教育施設の運営等に関し専門的、技術的な助 言と援助を行うとともに、社会教育を行う団体、グループ等に対し必要な助言 と援助を行う。

2. 学習情報サービスセンターとしての機能

(1) 学習情報の提供

総合センターは、生涯教育に関する各種の情報や資料を収集し、県民の利用に供するとともに、情報資料の作成、配布等により精選された学習情報をさまざまな方法で提供し、県民の学習意欲の啓発と学習活動の援助を行う。また、

映画、ビデオ、スライド、OHP等の視聴覚教材を収集、製作し、貸出しを行 うとともに、放送その他の多様なメディアを利用した学習の促進を図る。

(2) 学習相談

総合センターに学習相談員を置き、電話、面接等による学習相談事業を行う。 特に、家庭教育の充実振興に資するため、家庭教育カウンセラー等を配置し、 青少年のしつけ、家庭教育上の悩み、健康、非行等に関する相談事業を行う。

3. 学習・研修センターとしての機能

(1) モデル的、広域的事業の実施

総合センターは、県民の広汎な学習、文化、スポーツ、野外活動のための機会と場を提供するとともに、市町村のモデルとなる先導的な事業や市町村では対応できない広域的な事業を実施する。また、施設の特色を生かした施設開放事業や社会教育関係者の交流を促進する事業を行う。

(2) 指導者の養成

総合センターは、市町村の社会教育主事、公民館主事等の資質の向上に資するため、社会教育に関する専門的な研修講座を開設するとともに、長期、短期にわたる受託研修生を受け入れる。また、社会教育関係団体のリーダー等を対象とする研修事業を行うとともに社会教育の内容に応じた民間指導者の養成と活用を図る。

4. 青少年健全育成センターとしての機能

(1) 生活訓練、体験学習の場の提供

総合センターは、学校、青少年団体等に対し、文化、スポーツ、野外活動、体験学習の機会と場を提供し、必要な生活指導、技術指導を行う。また、青少年を対象に各種の生活訓練や体験学習のための事業を主催する。

(2) 健全育成事業の実施

総合センターは、青少年健全育成に携わる民間指導者の養成を図るとともに、ボランティアセンターを置き、青少年活動に関する情報、資料の提供、人材の紹介等を行うとともに、在学青少年のボランティア活動や青少年の国際交流を促進する事業等を行う。

祝

第32回 福岡県公民館大会

通商産業大臣指定 伝統 的 工 芸 品

小 石 原 焼

小石原焼陶器協同組合

民陶まつり

春季 5月3,4,5日

秋季 10月8,9,10日

事務所 福岡県朝倉郡小石原村字皿山 小石原工芸館内 TEL (094674)2138

土木・舗装・建築工事一式



代表取締役 古 賀 文 子

本 社 福岡市中央区鳥飼1丁目1番19号

₹810 ☎(092)771-1586

営業所 甘木市大字三奈木2736-1

〒838−11 **☎** (09462) 2−3830



醸造元 片岡酒造場

福岡県朝倉郡宝珠山村宝珠山22 TEL (094672)2321番

心やすらぐ レンガ色の館・筑後川温泉

日観連







スナック&喫茶 かっぱ

名物「カッパ鍋」・活魚料理 ゲートボール場完備 浮羽郡浮羽町大字古川 TEL (09437)7-3131代)

資源を大切に! 学校・官庁払下げ歓迎

古本・新聞・ダンボール 回収業

古賀商店

福岡県朝倉郡三輪町栗田 TEL (09462)2-3649代 眺望絶佳閑静な皆様の憩の館

やなぜ温泉

望川莊

福岡県朝倉郡杷木町林田新浜749 TEL (09466)2-1033 小郡取扱所 TEL (09427)2-4660

三連水車の故里に育つ

創業明治42年 合名会社 藤井養蜂場

福岡県朝倉郡朝倉町菱野〒838-13 TEL (09465)2-2151



特定建設業

土木工事・舗装工事

株式会社 平 田 組

取締役社長 平田昭義

本 社 福岡県朝倉郡三輪町大字山隈934のI TEL (09462)4-4846

所 福岡県甘木市新河町2045の8

TEL (09462)2-2477代)

夜須出張所 福岡県朝倉郡夜須町大字篠隈

TEL (09464)2-4402

甘 木 名 産 すっせんじのり 喜泉堂

福岡県甘木市大字屋永2951の1 電話(09462)代表(4)7088

カネダイ





子みそこうじ

福岡県朝倉郡宝珠山村大行司 TEL(宝珠山)094672 { 2016

交 通 安 全

高級車センター アルファ 各種自動車販売・車検整備・定期点検

代表者安藤義輝

福岡県朝倉郡三輪町大字栗田 TEL09462(2)3487(代)

すし会席・折 詰・幕の内・精進料理

仕出しの



仕出し部本店 ☎(09462)2-1411

駅前通り支店 ☎(09462)2-2834

2 F大小宴会場

レストランにん

新築落成、結婚パーティ折詰、鉢盛

甘木市頓田340~4 TEL (09462)-2-5692

さわやかな環境づくりに奉仕する ビル・家屋の綜合維持・管理

合資会社クリーン商会

事務所 甘木市大字甘木955の口商工会議所3階 TEL (09462)2-0283代)

☑石•呉服•毛皮•時

まごころをこめて

さわやかにデビュー……!



会社

甘木市大字堤 TEL (09462)-2-1789





Noritake

九州ノリタケ株式会社

代表取締役 松島 勇生

福岡県朝倉郡夜須町大字三並字八ツ並2160番地 TEL代09464(2)4171

清酒



9



福岡県甘木市大字菩提寺 **雪の里酒造株式会社**

位 (1094625) (1094625) (1094625) 秋日を産

暮しの中に生きる

路安野機

窯 元 福岡県朝倉郡夜須町松延650

電話09464(2)2030代

熊本店 熊本市内坪井8-17

電話0963(52)2236

大津スポーツ

本 店 福岡県甘木市三福町 昭和通り

TEL (09462)(代)②7750

小郡支店 小郡市大字小郡博多道(国鉄駅前)

TEL (09427) 30015

各種額椽・掛軸・黒板・油絵・人形ケースの専門店

田中額椽店

甘木市高原町1806番地(中央通り商店街) TELO9462(2)2693 いで湯の里に、う飼とフルーツ・三連水車

原鶴温泉

う 飼:5月20日より~10月まで

スポーツ広場:野球場フ面

ゲートボール場100面あり

問合先/原鶴温泉旅館組合

TEL09466(2)0620

原鶴温泉のテレフォンサービス

TEL09466(2)0001

旅	館	名	電話 杷木局 09466	旅館名	電話 杷木局 09466
豊	富	荘	2 0225	耳 納 会 館	2 0254
原	鶴	荘	2 0651	福 銀 寮	② 0044
佐	藤	荘	2 0657	延 命 館	2 1133
八	車	荘	2 0723	前 田 荘	2 1020
吉	田	屋	② 0745	福 龍 荘	2 0270
六	峰	館	2 1047	泰泉閣	2 1140
小	野	屋	② 1120	ほ な み	2 1010
光	泉	荘	② 0715	ホテルリコー	2 0725
泉		屋	② 0041	ふじや別館	② 0315
清	香	荘	2 0261	喜 仙	② 0047
鶴		屋	2 0269	愛泉 一	2 0267
ا ،کہ ا	ン や 2	本 館	2 1130	咸 生 閣	09437⑤2121



